**平成２８年度南大隅町議会定例会９月会議　会議録（第１号）**

招集年月日　　平成２８年４月４日

招集の場所　　南大隅町議会議事堂

開　　　会　　平成２８年４月４日　　午前８時５９分

**開　　　議　　平成２８年９月８日　　午前１０時００分**

応招議員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1番　浪瀬　敦郎　　君 | 6番　日高　孝壽　　君 | 12番　川原　拓郎　　君 |
| 2番　持留　秋男　　君 | 7番　水谷　俊一　　君 | 13番　大村　明雄　　君 |
| 3番　松元　勇治　　君 | 8番　大久保　孝司　君 |  |
| 5番　平原　熊次　　君 | 9番　井之上　一弘　君 |  |

不応招議員　　なし

出席議員　　　１０名

欠席議員　　　なし

地方自治法第121条の規定による出席者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 森田　俊彦　　君 | 経済課長 | 尾辻　正美　　君 |
| 副町長 | 白川　順二　　君 | 教育振興課長 | 田中　輝政　　君 |
| 教育長 | 山﨑　洋一　　君 | 税務課長 | 畦地　耕一郎　君 |
| 総務課長 | 相羽　康徳　　君 | 建設課長 | 石走　和人　　君 |
| 支所長 | 山野　良慈　　君 | 町民保健課長 | 馬見塚　大助　君 |
| 会計管理者 | 花里　友二　　君 | 総務課課長補佐 | 熊之細　等　　君 |
| 企画観光課長 | 竹野　洋一　　君 | 総務課主幹 | 中之浦　伸一　君 |
| 介護福祉課長 | 上之園　健三　君 | 総務課財政係長 | 上之原　智　　君 |

職務のための出席者　：　（議会事務局長）濵川　和弘　君　（書記）立神　久仁子　君

提出議案　：　別紙のとおり

会議録署名議員　：　（８番）大久保　孝司　君　　（９番）井之上　一弘　君

議事の経過　：　別紙のとおり

**散　　　会　：　平成２８年９月８日　　午後　４時０７分**

**▼　開　議**

**議長（大村明雄君）**

ただいまから、平成２８年度南大隅町議会定例会９月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

**▼　日程第１　会議録署名議員の指名**

**議長（大村明雄君）**

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２１条の規定によって、大久保孝司君及び井之上一弘君を指名します。

**▼　日程第２　審議期間の決定**

**議長（大村明雄君）**

日程第２　審議期間の決定の件を議題とします。

９月会議の審議期間は、本日から９月２６日までの１９日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、９月会議の審議期間は、本日から９月２６日までの１９日間に決定しました。

**▼　日程第３　諸般の報告**

**議長（大村明雄君）**

日程第３　これから「諸般の報告」を行います。

一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

**▼　日程第４　一般質問**

**議長（大村明雄君）**

日程第４　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

まず、井之上一弘君の発言を許します。

**〔　　議員　　井之上　一弘　君　　登壇　　〕**

**９番（井之上一弘君）**

皆さん、おはようございます。

　それでは、今年の４月に隣りの県の熊本県が震度７という地震が２回もあり、大変な災害が起きておるわけでございます。この前の熊本に行った友達が私の所にきて、「井之上さん、熊本の地震な大変やっどと。まだ瓦礫が道路端にあったり、シートで網を張った所が非常に多いと。復興はこらっ、おそらく長い、まだ長いぞ。」というような話を聞いてですね、大変だよねと思っておるわけです。その中に、災害の事故にあったのが皆さんご承知のとおり、本町の大学４年生の女の方でしたね。将来、我が南大隅町を背負って立つような若い人がですね、事故にあって、非常に残念だと思っております。親御さんに対しても初盆をされて大変な思いをされた、思っております。その方にご冥福をお祈りし、そしてまた、一日でも早い復興をですね、願うばかりです。

それでは、先に通告しております４つの問題を執行部にお伺いいたします。

　まず初めに、財政状況についてお伺いします。それから２番目に、国保財政についてお伺いします。３つ目に農業経営改善策についてお伺いします。４つ目に佐多の大中尾峠から辺塚の校区までの急カーブの整備について、補修についてお伺いします。

以上で、第１回目の質問を終わらせていただきます。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １０：０５  　　～  １０：０５ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**９番（井之上一弘君）**

　財政指数の問題についてですね、１つ、低下する財政力指数に将来不安がないか伺うという事でございます。それから、２つ目の国保財政については、財政安定支援事業等で交付税で措置される額はいくらか。或いは、２つ目に交付税措置額が繰出金より多ければ増額補正するかという事です。ここは一括で、執行部には一括でもいいです。それから３つ目に、認定回数と改善計画の傾向について伺うという事でございます。それから、４つ目の今先ほど言った大中尾峠から辺塚校区までの急カーブの事ですが、急カーブの周辺の整備について考えを伺うという事でございます。

以上、４つでございます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

おはようございます。

井之上議員の第１問第１項、「財政力指数や経常収支比率の現況と将来の展望を伺う。」とのご質問でございますが、まず、財政力指数につきましては、平成２５年度から平成２７年度までの３年間変動はなく、０．１６であり、地方交付税等の依存財源の比率が高く、自主財源に乏しい状況が続いているところでございます。

　次に財政構造の弾力性を判断する経常収支比率につきましては、平成２５年度８１．９％、平成２６年度８３．３％、平成２７年度８３．７％となっており、年度間で多少の変動はあるものの、平成１９年度が９９．８％であったことを考えると、概ね良好な状況にあると判断しております。

　今後につきましては、人口減少や合併による支援制度の満了により、歳入減少が見込まれるところでございますが、事業の見直しや経常経費の節減を継続し、健全な財政運営の維持に努めてまいります。

**９番（井之上一弘君）**

財政力指数はですね、基準財政需要額と基準財政収入の関係であり、需要額が減って収入額が増えると好転しますが、本町の場合に不安はないかという事でございます。

それとですね、財政力指数が年々低迷しているのに対し、経常収支比率は年々増加しております。このままで将来は経常収支比率が９０％というのはないわけですが、９０％を超えるようであればもう大変な財政になるわけですので、先ほど今町長が言いましたように、２１年度、２５年度は８１．９％ですか。そして、２３年、２７年度が８３．７％という数字ですが、非常に私は今のこの数字はですね、８１％台というのは信号機で言えば青・黄・赤ですけれども、９０％台になればもう赤ですけれども、まだ青の段階でですね、非常に良い財政だと思っておるわけですが、この、ただ２５年が８１．９％で、２７年度が８３％になったここの根拠というとは分かっていればお願いします

**町長（森田俊彦君）**

　総務課長に答弁させます。

**総務課長（相羽康徳君）**

　ただいまご質問のありました経常収支比率でございますが、経常収支比率につきましては、経常的に収入される一般財源に占める経常的な支出がいくらあるかという事で数値が示されるわけでございます。井之上議員が言われましたとおり、普通交付税、それから町税、それから扶助費の増高、こういったものでですね、数字が上昇、下降するものでございます。

現在２５年度が８１．９％、２７年度が８３．７％という事で、若干ずつですね、上昇はしてきておりますけれども、この大きな要因としては、やはり普通交付税の減少、それから扶助費の増高等が考えられるところでございます。

以上です。

**９番（井之上一弘君）**

　普通交付税の減少は、やっぱり人口減少に伴なうのが一番多いんですか。

**総務課長（相羽康徳君）**

　普通交付税につきましてはですね、様々な要因が考えられるかと思いますけれども、その一つとしてですね、人口減少というのは大きなウエートを占めているところでございます。

（「はい。次に入って下さい。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第１項の「財政安定支援事業等で交付税で措置される額を伺う。」とのご質問でございますが、普通交付税での国保財政安定化支援事業の平成２７年度の交付税措置額は、１千８百２９万６千円で本年度は、１千８百１４万８千円でございます。

次に第②項の「交付税措置額が繰出金より多ければ増額補正するか伺う。」とのご質問でございますが、算定に基づきまして繰出金は、平成２７年度は２千２百８７万円で、交付税措置額は１千８百２９万６千円でございます。

本年度の繰出金は２千２百６８万５千円で、交付税措置額は１千８百１４万８千円でございます。

毎年、繰出金が交付税措置額を上回っておりますので、増額補正は無いと考えております。

**９番（井之上一弘君）**

交付税額に措置された額とですね、国保会計に対する繰出金の関連でありますが、交付税は一般財源であるとはいえ、特定目的の為に交付されるので、措置された額は国保会計に繰出しすべきものであると理解しておりますが、国保会計は非常に苦しい運営を余儀なくされております。一方の交付税のこれからの措置は年々単年度の措置ではなく、今後も継続すると考えられますか。こうした措置により国保財源は健全化かという事でございます。

**町長（森田俊彦君）**

　町民保健課長に答弁させます。

**町民保健課長（馬見塚大助君）**

　ただいまご質問のありました国保財政の健全化の関係でございますが、ここ数年医療費が２６年度・２７年度・２８年度、年２・３千万円ずつ上昇しております。

平成３０年度から県が国保財政の責任主体となり広域化されていきます。平成２７年度から国の財政支援としまして毎年１千７百億円が、全国の市町村に交付されております。平成３０年度からさらに１千７百億円が交付される予定であります。これらの国の動向を見ながら、健全な財政運営に努めて参りたいと考えております。

以上です。

**９番（井之上一弘君）**

　国保税がですよ、平成２４年から一般会計に、２４年ですか、２４年度に２億基金の積立としておるわけですが、それが２７年度には１千、１億１千万ぐらい残があるという事でですよ、今ありますが、今後国保会計の基金積立をするのか、それとも年度年度で収支していくのかですね、そこら辺りを少しお願いします。

**町民保健課長（馬見塚大助君）**

　ただいまのご質問でございますが、国の動向を見極めながら基金の積立にするのか、不足額を法定外繰入でするのかを、今後検討して参りたいと思っております。

以上です。

**９番（井之上一弘君）**

　それでも良いと思うんですが、国がですよ、国保財源に３千４百億円ですか、数字ははっきりとは分からないんですが、国保財源は積立んようなものにしたという話も聞くわけですが、そこ辺りをちょっと説明してもらえないですか。

**議長（大村明雄君）**

　暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １０：１７  　　～  １０：２０ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**９番（井之上一弘君）**

　次に入って下さい。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３問第１項「農業経営改善計画について認定件数と改善計画の傾向について伺う。」とのご質問でございますが、認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が５年後の経営改善目標を記載した、農業経営改善計画を作成し、町が定める基本構想に照らして認定するものであり、本町の認定件数は、平成２７年度末で１１６件となっています。

経営改善計画の傾向といたしましては、認定件数では、過去３年間は、ほぼ横ばいで、施設野菜や露地野菜、畜産農家の認定を行っております。

**９番（井之上一弘君）**

認定件数は１１６件ですね。そのような事でですね、１１６件。そのうち根占が７９件ですか、それで佐多が３７件で１１６件ですけれども、これに佐多が４３件あったのが、３７件に、５件ぐらい減っておりますよね。それは高齢化の為だと思っておるわけですが、今度は根占が１０人ぐらい今年は増加したわけですが、それと佐多もですね、３名、２人は誰ですか、佐多の上之園の植木君と竹之浦の成尾君ですか、もう決まったようなわけですが、もう一人どっかよそに、どこかな、加治木かどっかにお父さんが牛を飼っている人がいて、おばあちゃんは島泊のばあちゃんみたいですけど、お孫さんが牛を持ってきてどっか野尻野の家を買ったのか知らないけれども、来るというような話も聞きますが、そのような人をですね、非常に大事にして、１人でも増やかしていけるという事をですね、やってもらえば有難いなという考えておるわけですが、そこ辺りが事実であるのか、分かったらですね、教えて下さい。

**町長（森田俊彦君）**

　経済課長に答弁させます。

**経済課長（尾辻正美君）**

　認定件数の増減、議員おっしゃるとおり、佐多地区はですね、高齢化により新しく認定を受けない方が出てきておりまして、若干減少をしております。

これは、この経営改善計画と申しますのは、５年後の目標を定めるものでございますので、高齢になると５年後の経営改善計画なかなか難しいという方もいらっしゃいますので、離農をされるという、必ずしも離農されるというわけではございません。

また、根占地区増加しておりますが、これは平成２７年度から制度化しました第一次産業成長化の補助金、この交付要綱、これが認定農業者に限るという事でございますので、認定農業者、認定を誘導したという事もございます。

また、後段の畜産農家ですね、この方はおっしゃるとおり日置市の方ですが、おっしゃるとおり野尻野地区に牛農家として入ってくるという計画でございます。今、経済課の方で色々相談を受けて、手続きを進めているところでございます。

以上でございます。

**９番（井之上一弘君）**

　是非一つ、今そのような子を１人でもですね、他の町村から佐多に、いや佐多じゃないけれども、南大隅町に来るという事は非常に嬉しい事で、大事に、またその人達を大事にしていかんないけないわけですから、是非一つ、そういうのをですね、利用して、また良い宣伝等があれば、まだまた別におるかもしれない。何か話に聞きますと、鹿屋からも１人か２人南大隅町のこれをこのような事業を知っちょってですね、来るんじゃないかという話も聞きますので、是非、経済課長、今後もですね、大事にして、先程も言いましたように増やかして下さい。

次に入って下さい。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第４問第１項の「急カーブ周辺の整備について考えを伺う。」とのご質問でございますが、ご質問の県道７４号内之浦佐多線は、地域住民の生活に密着した主要地方道であります。

当路線の町内に関する整備状況について、鹿児島県に照会しましたところ、地方特定道路整備事業で道路改良を実施し、町内の延長３２．９㎞のうち、改良済延長２７．２㎞（改良率８２．６％）が、平成２３年度までに整備され、その後、整備事業は行われず現在に至っているとのことであります。

ご質問の大中尾峠・辺塚校区の区間については、改良済であるとのことでありました。

また、平成２９年度以降の整備計画等につきまして、県は「厳しい財政状況の中、事業中箇所の進捗状況及び優先度等を勘案し、検討してまいりたい。」とのことであります。

当路線の未改良区間には、佐多・瀬戸山坂区間も取り残されていることなどから、町としましては、更に改良整備の必要な箇所につきましても、通行の安全を確保するとともに、地域経済の向上及び観光拠点へのアクセス改善等による観光振興を図るため、引き続き、県への要望等は行って参りたいと考えております。

**９番（井之上一弘君）**

今、辺塚の大中尾峠から辺塚の事ですね、もう私も辺塚に農協時代に２０年ぐらい前行った、２０年前かな、もう２５年ぐらいなると思いますが、その当時からするとだいぶ大変見違えるようにカーブ修正が出来ててですね、走りよくなって、あともう少しだなと思って、この前ですね、行ってみたら、あとこらっ、もう少しやばっねーと思って通告を出したようなもんです。これを本当は佐多の瀬戸山坂にですね、言おうかと思ったけど、この瀬戸山坂は前回その前回かな、松元議員が佐多の事を言ってくれておってですよ、これは有難い事を言ってくれてるなと思ってですね、もう今日は辺塚を出したわけですが、是非一つ、町長、瀬戸山坂が第一だと思うんですが、辺塚の事業もまたもし出るようであればですね、辺塚から或いは打詰ですか、あそこのカーブ修正というのを少しずつでもやっていけるような事があればですね、一番いいなと思っておるわけでございます。

**町長（森田俊彦君）**

　前回も、この度、喫緊でも国の方にも４市５町で大隅縦貫道の早期着工という事もお願い申し上げておりますし、また今回、県との振興局との懇話会の中でも、この坂の話を出したところでございます。なかなか建築技術的に土木工法等非常に難しいと、それと予算が非常に多大なものが伴なうであろうという事と、そこら辺の答弁はいただいた状況でございますけれども、今後、国県に対しましても整備事業に対しての要望は続けて参りたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

**９番（井之上一弘君）**

　今、町長が言われたとおりですね、非常に瀬戸山坂については町長が苦労されて、執行部やら話し合いを続けているというのも聞いておるわけです。是非一つ、今後もですね、そのような事を含めてですね、瀬戸山坂、将来どうなるかと思っておるわけですけれども、私達が生きているうちに何とかなればなと思うけど、是非一つ、町長、大変だろうけれども要望等を十分やってもらいたいです。

これで私の質問を終わります。

**議長（大村明雄君）**

次に、持留秋男君の発言を許します。

**〔　　議員　　持留　秋男　君　　登壇　　〕**

**２番（持留秋男君）**

おはようございます。

　先ず以って、昨日行なわれました北緯３１度線記念除幕式モニュメントが大変素晴らしい光景が、本日の新聞にもでかでか出ておりまして、大変我が南大隅町の佐多岬観光に期待出来るもんだなというふうに思っているところでございます。

今後、平成３０年度９月を目処に岬の整備がされるという事でございまして、国県が一生懸命なっているようでございますので、その日を楽しみに致したいと思います。

それと、今回ご承知のとおり、東北・北海道を含めて非常に災害、亡くなられた方、非常に家屋の災害等があるようでございますけれども、この場をかりてお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、早速ですが、先ほど通告いたしました４点について、壇上より通告申し上げます。

　まず１番目に、有害鳥獣対策について。１番目といたしまして、農作物等の多大な被害により農家は意欲をなくしている。現在まで被害防止対策として電気柵、捕獲、箱ワナ、追い払い等で一番効果があったのはどれか。今後効果のあった策を進めることと、他に良い対策はないか伺う。次に、２番目といたしまして、町として鳥獣害被害の影響を受けにくい作物への転換と産地化を進めるということであるが、どのような作物があるか伺う。

２番目といたしまして、南州整骨院不正請求について。１つ、平成２６年６月発覚した医療費不正受給の件は、その後どのようになっているか伺う。２番目といたしまして、現在まで回収額はいくらか。また、この件に支払った弁護士費用等はいくらか。今後回収見込みがあるか伺う。

次に、３番目といたしまして、庁舎のあり方について。議会特別委員会並びに有識者庁舎検討特別委員会で現在の庁舎を耐震補強するか、全面改築するか協議中であるが、町長の考えを伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　持留議員の第１問第１項、「農作物等の多大な被害により、農家は意欲をなくしている。現在まで、被害防止対策として電気柵、捕獲、箱ワナ、追い払い等で一番効果があったのはどれか。又、今後効果のあった策を進めることと他に良い対策はないか伺う。」とのご質問でございますが、平成２７年度の大隅地域振興局管内の鳥獣による農作物被害額は、約７千５百万円で、その内、南大隅町の被害額は、約１千９百万円となっています。

鳥獣害防止対策といたしましては、「寄せ付けない」、「侵入を防ぐ」、「捕獲する」の３つの取り組みについて、ハード、ソフト両面にわたる総合的な取り組みを行っておりますが、「捕獲」が最も効果的な対策であると考えております。このため、引き続き、捕獲活動を強化するため、猟友会組織の強化等の取り組みを行っております。

国におきましても、イノシシ等による農林水産業被害が深刻化していることから、鳥獣保護法の改正により有害鳥獣の捕獲等の一層の促進を図ることとしておりますので、国・県事業の活用と町施策の充実により、有害鳥獣の被害対策を実施して参ります。

**２番（持留秋男君）**

今ただいまの答弁で、町長の方から２７年度の本町の被害が１千９百万というような事でございましたけれども、我々２市４町の議員研修のおり、垂水であった時も一番この大隅半島の被害が大きいのは南大隅町であるというような事で、非常にあの会で残念に思ったわけでございますけれども、まず今町長が言われた捕獲が一番大事であるという事でございます。ですので、今現在、特に辺田地区から佐多地区につきましては、本年度の米の早期水稲ですらですね、刈り取りが出来ずにそのまま焼いた圃場も農家もいます。非常に高い苗を買って、機械を頼んで、年寄りがですね、せっかくしたのが米も子供にも送れないような状況。

今後、言えば根菜、根のもの、或いは豆類、或いはジャガイモ、これもですね、おそらくこういう状況であれば老齢化も進む中、周りが作らなくなってくる。電気柵をしても下を払るわんな電気が流れてイノシシが入ってくる。サルは上から飛び込む。もう到底これじゃですね、やる気がしない農家が多いわけでございます。

ですので、第一次産業の中で畜産は伸びておりますけれども、この他の野菜類がですね、非常に今後我が町としては農作物の減になるんじゃないかというふうに、非常に今までもこれ町長もご存知のとおりでございます。農家に行けば、イノシシとサルの話を言わん人は誰もいません。非常に残念で、どうかしてくれやならんな、町のしはと言われます。この中で先ほど町長が言われました捕獲についてですね、私の考えとしてはイノシシの捕獲、或いはサルの捕獲。サルの捕獲にですね、以前自治会で辺塚を含めて瀬戸山、上之園、あちこち、大きな高さが５ｍ、幅も１０ｍぐらいの鉄板でトタンで作った追い込みをやっておりましたけれども、これも色々そういう団体から色々苦情が出ましてですね、取れなくなったような状況でございますけれども、どうしてもこれを追い払いとか、そういうのでしていてもワナを掛けてもですね、掛からない。もう要は捕獲しかないと思うんですよ。ですので、私が思うのは捕獲のそういうのも今度辺塚にされるというような事もお聞きいたしておりますので、是非とも自治会でそういう要望があったらですね、町からもこの助成もされてくれるようでありますので、これをば是非ともやっていただきたいと。あとのその鳥獣害のそういう愛護団体もいるかと思いますけれども、農家は背に腹を変えられないんですよ。どうしてもジャガイモを作ってもイノシシ食わせかた、サルに食わせかた、豆を作ってんがらっやらるっという事で、非常にこの農家の第一次産業の中で非常に心配しておりますので、ここ辺りをですね、それとイノシシを獲る捕獲も、猟友会の方々が管理をされているというような事でございますけれども、これを地域によっては自治会にですね、ふたっでん三つでんやっとって自治会でそれを管理して、その猟友会の方々でその許可のその札をさげていただくというような対策は出来ないか、どうしてんこの農業の振興はまずイノシシとサル、この対策からまず第一だと思いますが、ここら辺りをどう考えていらっしゃるか、お考えをお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

今おっしゃいました、今後の方向性的な話の大雑把な話は私の方でしたいと思いますんで、詳細につきましては経済課長で答弁させたいと思いますけれども、今回実証実験として捕獲用のワナを今回議会に提案して通していただいた経緯がございます。自治会等でこれをまた要望があった部分と、それとまた実証の結果を見まして、今後は拡大していくというようなつもりで、今回は１基だけ一応準備しております。

あとの答弁につきましては経済課長に答弁させます。

**経済課長（尾辻正美君）**

まず、イノシシの被害額でございますが、平成２７年度イノシシの農業被害額というものが約５７０万円ございまして、内訳が議員おっしゃるとおり、稲が１５０万円、野菜が７０万円、芋類が３５０万円という内訳でございました。

議員おっしゃる垂水での研修時、これはイノシシ被害は同額ですが、ヒヨドリ被害が大きくて、大隅地域振興局管内１億円の被害額のうち４０％程度４，１００万程が南大隅町の被害であったというふうに記憶しております。

あと、有害捕獲の対策でございますが、町長からございました大型の捕獲、サルの捕獲用の箱ワナ、これを８月会議で予算化していただきまして、既に実施の方向で入っております。

あと、どうしても捕獲する為には狩猟免許が必要でございますので、狩猟免許取得者を増やそうという事で、平成２７年度から取得経費の助成を行ないまして、２８年度これはもう全額助成をするという事で、何とか猟友会の組織を強化しようという取り組みを行なっているところでございます。

あと確かに捕獲が一番ですが、簡単に出来る方法としましては電気柵がございまして、この電気柵の設置補助、これも４分の１でございましたものを、去年から２分の１助成に引き上げました。結果、今まで決算額５１万程だったものが当初予算で１７０万円組みまして、実績５１万程だったものが、去年は当初予算を全て執行しまして５１万円の補正をお願いしたところでございます。

確かになかなか管理は難しいところでございますが、やはりその電気柵も推進する必要があろうかと思っております。

あと管理が難しいという事もございまして、電気柵よりワイヤーメッシュ、設置してしまえばこれの方が管理がやり易いんではないだろうかという事で、今年度からワイヤーメッシュの個人農地への設置、これも助成対象としております。

それと、箱ワナ、イノシシ等を獲ります箱ワナの今所有基数というものが根占地区１８基、佐多地区１７基ございまして、猟友会への貸付を行なっております。箱ワナの設置基数を、所有基数を増やそうという事で本年度箱ワナの購入助成を当初予算で認めていただいております。

それと、今まで鳥獣害の捕獲というのは鳥獣保護法というのが優先しまして、なかなか難しかったんですが、ここにきまして国も全国的な農業被害、これが深刻化しているという事で法律を改正いたしました。鳥獣の保護、これに管理が出て参りました。

少ない動物は保護しなければいけない。ただ、特定鳥獣、ニホンジカ、イノシシ、これなんかは積極的に捕獲していこうという事で、色々制度が緩くなってきておりまして、今農業者が自分の畑に設置する小型の箱ワナ、これは免許なしで認めようじゃないかという動きもございます。そして、国県が特定有害鳥獣捕獲をしようという事業も出てきておりますので、町といたしましてもこういう事業を利用出来ないか今検討を進めているところでございます。

非常に議員おっしゃるとおり、深刻な被害ですので、色々な方策を取りまして、少しでも捕獲を進めて、農作物被害、軽減に努めて参りたいと考えております。

以上です。

（「自治会への貸し出しについては。」　との声あり。）

（「続けて」との声あり。）

自治会への箱ワナの貸出でございますが、やはり通常のイノシシの箱ワナになりますと狩猟免許が必要という事でございます。ですので、今後また色々方策を検討しなければいけないんですが、そういう要望があるんであればですね、貸出の方向も検討して参りたいと考えております。ただ、箱ワナ非常に銃と比べたら危険性は少ないんですが、それでも非常に危険なものでございますので、安全性を確保するという事が前提でございますが、貸出の方向も検討して参りたいと考えております。

以上です。

**２番（持留秋男君）**

ただいま経済課長の方から前向きのいろんな方策の答弁があったようでございますけれども、このワイヤーメッシュというのはどういう、いつ頃からこんたあしたけ、ワイヤーメッシュという捕獲策、どういうあれけな。それと、

（「囲い。」　との声あり。）

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

|  |
| --- |
| １０：４７  　　～  １０：４８ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

（「郡と辺田にある。はい分かりました。」との声あり。）

**２番（持留秋男君）**

この捕獲の、イノシシを捕獲するのが今根占に１８基、佐多に１７基という事でございますけれども、先ほど私が言いました自治会に貸付出来ないかという事が、猟友会の免許がいるという事でございますけども、私猟友会のそういう方に聞いたら、おいどが免許をばそういう自治会が要望があれば、貸してつこ方もゆっかすっでというような事でございますので、是非ともこれをばですね、そういう要望がある自治会には一度一度猟友会の方々がその箱ワナを運っさり持ってさりじょっか自治会にやっておけば近くで出来ますので、そこ辺りをやはり推進して、まず獲った経験者の方、言えばベテランのよな、箱ワナでこげんすれば獲いがなっど、餌をこきやって、ぬかをばやってとか、色んな方策があるようでございますので、そこ辺りも十分部落の方々に、ただ箱ばっかい据えおったちいらせんちゃっで、餌もどげんしたらあそこんしは獲ったげなどというような、そういう情報も入れながらですね、やはりしていただきたいと思います。ただ、あそこに出てきたで、そきやっちょけば入らせんどかいと思ても、絶対たまいきって入りません。避けっ通ります。ワナもですね、あひとが掛けたワナは跨って通ると言いますから、別っなＡさんがしたとはあひこんとなら掛かっどと、そんな人に限ってまた忙しっからいですので、必ずその上手なひとんとを習ろっ、そいもＰＲなんですから、一つでも獲る方法はそういう事も含めてやっていただきたいと思います。

是非とも、この有害駆除についてはですね、本町の大事な第一次産業の作物を守る為でもございます。

高齢化が非常に、先ほど言いますように嘆いているし、この電気柵も推進していいんです。十分この補助も出して、十分な対策をやっていただきたいと思います。

他に何か執行部の方からあれば、これをこうしますというあれがあれば出していただきたいと思います。

**町長（森田俊彦君）**

　鳥獣害対策につきましては、もう永遠の課題と言いますか、非常にこのイタチごっこを続けてるような状況でございまして、先程の捕獲の頭数関係に関しましても、もう何年も前から県、国の方にも申し上げておりまして、法規制を何とかして下さいという話をして参っておった状況でございます。強く言っておりましたのが、県の方にもお願い申し上げたのが、今ある個数の実態調査をして下さいと。そうする事によって何頭捕獲してもバランスとしては、自然バランスとしてはちゃんと保たれておりますよという事を言いたかったわけでございますし、また非常に今多いという事をまた実態調査で把握していただきたいというような事でございました。今回、県の方がそれを示していただきましたので、それでもって今この鳥獣害に対する、非常にこの駆逐しなければならない分野というものは、はっきり分ってきたかと思っております。

先ほど経済課長が答弁の中でも、ヒヨドリの話が出てきましたけども、こちらも非常にこの法規制の部分では非常に厳しい状況がございます。これも目下、国の方にもお話を申し上げておりまして、何とか獲れるようにしていただきたいか、絶対個数のバランスを調整していただきたいというようなお話等をやっております。

今般、新県知事の方にもこの話を申し入れておりまして、新知事としましてもこの鳥獣害対策には力を入れたいという事を申し入れてありますので、本人からもそういうお話を答弁いただいたものですから、今後も県をあげて、町村をあげて、この鳥獣害対策に取り組んで参りたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**２番（持留秋男君）**

　先程ですね、町長の方から今年度予算化されましたその大きな捕獲をば、辺塚の方にというような事をお聞きしましたので、是非ともこれが実に、もちろんされるとは思いますけれども、他の地域もですね、聞くところによると、前んとがあって町がこの補強をする予算をくいやれんどかい。そげんすれば補強をするんだがというような地域もありますので、是非とも、この飛び込みのあの方策のところもですね、自治会の要望等も聞くなりして、また町の予算等もあるようでございますので、是非この飛び込みのそっちの方も個数を増やしていただきたいと思います。

それと、ここで言っていいのかどうか、この猟友会の組織が佐多と根占と２つになっとって、考え自体が、佐多がそういうサル、イノシシが出るのに、根占んしは割と暇と言っちゃ失礼なんですけれども、佐多のそういうのが出るのに根占ん人を呼ばこてん、呼ばこわならんというような、何かそこ辺りがあるようでございます。佐多んしばっかいが常駐１人か２人か、お願いして回るんだけども、これをば根占ん人も佐多に行ったり、或いは根占が多い場合は、佐多ん人が根占に来たりして、この交流というのは出来ないのかどうかというような事も聞きますが、そこ辺りはこの猟友会の中でしか決められないんですか。行政からここ辺りの指導は出来ないのかお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

　この猟友会の組織自体が旧町の、言えば組織編成になっておりまして、また非常にこのエリアごとの、言えば縄張り意識というか、言えば非常にその地域をよく知ってらっしゃるという事もあるんでしょうけれども、これは高齢化が進んできて非常に人数が少なくなってくる状況の中では、猟友会の組織力も非常に衰退しているというような状況だろうかというふうに思っております。これに関しましては、我々町としましても一本化出来ないものかという事はお願い申し上げておりますし、また今ですね、４市５町というか、だいたい２市４町ぐらいのこの鹿屋を含めたところの大きな枠での猟友会の共同の戦線というか、一緒に、例えば片方からそこのエリアを集中的にやっていただく為のサポート体制は出来ないのかというような事も申し入れてあります。これはまた猟友会の中でまた色々と話をもんでいただくという事になろうかと思いますけれども、こちらの方も要望としては我々としては、猟友会に対してお願い申し上げておる次第でございます。

（「次に。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第１問第２項、「町として鳥獣被害の影響を受けにくい作目への転換と産地化を進めるとのことであるが、どんな作物か伺う。」とのご質問でございますが、獣害を受けにくい作物として、しょうがなどの作付けを進めた経緯があり、しょうがは、現在、５ヘクタール程が作付けされています。

農業振興ビジョンでは、南大隅町の地域特性を活かした農作物の振興として、「温暖な気候を活かした作物」、「高齢者向けの軽量な作物」、「鳥獣害を受けにくい作物」として、「ハーブや月桃」、「業務用米」、「アボカド」等の実証栽培を行っています。

特に、アボカドにつきましては、実証段階ではありますが、本町の環境に適した品種の選定を行っているところでございます。

また、３年程前から取り組んでおります、パッションフルーツは、ハウス栽培ではありますが、無農薬、軽量作物として、また、収益性の高い作物として作付け面積も年々増加しております。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １０：５６  　　～  １０：５７ |

（「答弁漏れがあったので・・・」との声あり。）

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**経済課長（尾辻正美君）**

　確かに瀬戸山集落の方に、自治会の方に、旧以前設置されました大型の箱ワナが残っておりますので、要望がございましたらその復旧費を検討させていただきたいと思います。

（「お願いします。」　との声あり。）

**２番（持留秋男君）**

　この鳥獣害に対して、作物の進めたいというような事で、町長の施策の中でも施政方針の中でも出ていたようでございますけれども、実際このアボカド、この前経済課長にお聞きしましたらアボカドというのを進めているという事でございますけれども、まだこれがお金になるような段階でないというような状況でございまして、一番ですね、そういうのも片一方では進めていいと思うんですけれども、今我が南大隅町で進めるのは冬の作物しかないと思うんですね。ほとんど夏と言えば、この果実類についてはもう到底ご承知のとおり何も取れないというようなのが、町長もご承知のとおり、私も薬草園の前を通るんですが、あそこがレイシがなればですね、信号機んあそこも、レイシも一つも取らせんわけですね。他にも個人で持っとられるレイシのっも切いつびたという方が多い。とにかく、なるものはハウスでんしない事には、到底作物が進まないわけでございますので、本町については冬作のキヌサヤ、バレイショ、そこあたりが地産作物になるわけでございますけれども、今現在色んなレタスとかそういう作物も入っておりますけれども、是非ともこれに対するですね、先ほど言いましたそういうような鳥獣害の対策をする事を是非ともお願いいたしまして、そっちの対策をする事を、鳥獣害対策をする事を主にいたしましてですね、このアボカドがいつに銭になるのかは分かりませんけれども、そっちの方は進めていただきたいと思いますけれども、そこら辺りについては、やはり今後もこういうアボカドとかそういうのをば進めて、どこ辺りに植えてあるのか私も見てもみないんですけども、どういうふうにされていくのかお伺いいたします。今後も進めていかれるのかどうか、これはそのまま。

**町長（森田俊彦君）**

　経済課長に答弁させます。

**経済課長（尾辻正美君）**

　まず冬作、今ある作物の鳥獣害保護の関係でございますが、先ほど出ましたヒヨドリ、この被害が非常に大きいという事で、平成２８年度当初予算に平張り施設の予算を実証的に計上させていただいたところでございます。経費的にハウスより安くつきまして、効果があるという事でございますので、今年やってみまして、設置してみまして、効果があるようでございましたら広く普及していけたらと考えております。これミカンだけじゃなくて他の作物にもおそらく使用出来るものと考えます。

あと、もう一方のアボガドの件でございますが、議員おっしゃるとおり、なかなか露地ではですね、何年目から収穫出来るか、また獣害を受けないという事でございますが、それもまだ実証されていないところでございます。それを見極めながらですね、また広く普及していければと考えております。

以上です。

**２番（持留秋男君）**

　是非とも、既存の作物を主体とした対策を、この有害対策にはしていただきたいと思います。

次に入っていただきたいと思います。

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

|  |
| --- |
| １１：０２  　　～  １１：１４ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第１項、「平成２６年６月発覚した療養費不正受給の件は、その後どのようになっているか伺う。」という質問でございますが、宇野氏が不正受給したとみられる４千２百５１万５千２百８０円を、平成２６年１０月２８日鹿児島地方裁判所へ、損害賠償請求の提訴及び宇野氏所有の不動産の仮差押えを行いました。

現在も引き続き訴訟中でありますが、平成２８年９月１日までで、１３回の口頭弁論と証拠書類及び準備書面の提出が行われています。

なお、訴訟の中で被告の行った施術は、国民健康保険及び旧老人保険の保険対象外と判断し、被告が請求した全額の返還を求め、平成２８年５月１０日鹿児島地方裁判所へ訴えの追加的変更申立てを行いました。

請求額の内訳でございますが、国民健康保険が２０年間分で５千１百９２万５千８百２０円、旧老人医療保険分が８千５百２１万２千４百８０円、針灸助成補助分４百９４万４千６百円、合計１億４千２百８万２千９百円と、合計の１０パーセントに相当する１千４百万円を弁護士費用としまして被告に請求しており、全額で１億５千６百８万２千９百円になります。

以上がこれまでの経過でございます。

**２番（持留秋男君）**

　今、町長からのこの金額にビックリしているような状況でございますけれども、今まで平成２６年の６月に新聞報道されてから、我々議員の方にも状況等の執行部からのどういう内容だというのも文書でも聞いてもいないわけでございまして、この国民健康保険ないし老人保険、針灸師の補助券含めてですね、総額弁護士費用まで含めて１億５千６百万というような事で、この１割が弁護士費用で、聞くところによると、これが全部負けてしまえば町は損といいますか、何も取い出さんというような、今まで過去弁護士費用そこら辺りに払ったのが貰えない。それと、そこ辺りがですね、若干お聞きしたわけでございますけれども、この国民健康保険ないし老人保険、針灸師の補助券、ここら辺りの件数、或いは件数おそらく佐多の方が主だったかとは思うんですけども、そこ辺りの件数が分かっとればお聞かせ願いたいと思いますけれども、それと、そういう人に、「おめや、こき、こういうふうに何回も行ったなというふうな事の回数ですね、そういうようなのをどのようなふうにして調査されたのか、警察がしたのか、そこ辺りが分かっとればお聞かせ願いたいと思います。

**町長（森田俊彦君）**

支所長に説明させます。

**支所長（山野良慈君）**

　持留議員の質問でございますが、最初の損害賠償の負けたら取れないという質問でございますけど、弁護士に確認したところ、損害賠償請求の訴訟で原告側が負けるという事はないというような回答でございました。金額に対しての弁護士費用でございますので、判決が決まった金額の１０％が弁護士費用という事になります。

それから不正の件数でございますが、国民健康保険につきましては、平成２０年から２４年間までの町で保管しておりましたレセプトを元にしております。延べがですね、１０１人でレセプトの枚数が１，１０４件を調査しております。それから、老人健康保険から移行しました後期高齢者の保険分でございますが、これが２，１００枚程度のレセプトの枚数になっております。それから、針灸補助でございますが、平成１７年から２４年間の８年間で延べ７３６人分の８，２４１枚が不正だという事で調査をしております。

それから調査の件でございますが、陳述書というのを被保険者、患者の皆さんを回りまして、陳述書をうちの方でも被告側でも取っております。陳述書につきましては、佐多出身の職員を動員しまして、昨年１２月２４日、２５日に調査をしまして、陳述書としましして裁判所に提出しております。原告側、町分で国保が６６人分、それから後期の対象者が１０７人分でございました。

以上でございます。

**２番（持留秋男君）**

職員の方々が陳述書というのを取られたという事でございますけれども、これは現在いらっしゃる方で、この他にも亡くなられた方はもう結局取っていないという事で、言えばまだこれよりもオーバーな金額にはならないというわけですかね。この陳述書を取った方だけの、それだけの金額になるわけですか。もう夫婦とも、それにして亡くなられた方の分はもう入っていないという事になるんですか。そこ辺りの。

**支所長（山野良慈君）**

　損害賠償の請求金額につきましては、国保、旧老人保険についても、針灸の保険対象外という事で全額請求をしております。それが陳述書以外の方、南大隅町が払いました金額が５年間分国保連合会より貰いまして、それの平均を出して、損害賠償が出来る２０年間をかけてございます。うちが支払った分の全額という事になります。

もう一点、陳述書の件でございますが、死亡者につきましては陳述書を取ってはいません。家族がまだ生きていらっしゃる方につきましては家族に聞きまして、当時の状況を陳述書にしてございます。

以上です。

**２番（持留秋男君）**

　もうこの件については、数字的この金額等も相当な金額であるわけですけれども、次に不正後のこの事について、何回て言やったけ、１３回やったけ、裁判に出たのが。そこ辺りについてですね、再三１３回も行かれたわけですが、１３回も弁護士等も含めて、本人とも何回か会った事というか、そこ辺りも１３回の中にはあるんですかね。本人立ち会いの元というような事で。

**支所長（山野良慈君）**

　ただいまの質問でございますが、平成２６年１０月２８日に提訴をしまして、２８年の９月１日までに１３回口頭弁論という事で出廷をしておりますが、被告宇野氏につきましては１回も出廷もなく、委任された弁護士のみの出廷でございました。

以上です。

（「次に入って下さい。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第２項、「現在までの回収見込み額はいくらか。またこの件に支払った弁護士費用等はいくらか。今後回収見込みがあるか伺う。」とのご質問でございますが、現在、損害賠償訴訟の金額が弁護士費用を合わせて１億５千６百８万２千９百円でございます。弁護士に依頼し全額が回収できるよう判決を待つ状況でございます。

この件に支払った弁護士費用ですが、平成２６年度は、損害賠償請求訴訟に係る弁護委託で５３万９千９百６６円、仮差押命令申立に係る費用で７９万７千２百６円、２７年度は文書料としまして６万６千９百６０円、２８年度は、不正請求の追加的変更申立てに係る印紙代として３３万円。合計で１百７３万４千１百３２円支払っています。

今後も損害賠償請求金の全額を回収できるよう努力してまいります。

**２番（持留秋男君）**

　ただいま答弁がありました弁護士費用等について、１百７３万４千円という事でございますけれども、これを努力して回収するという事の町長の答弁であるわけですけれども、うぜけんといいますか、周りから聞くところによると、財産等の差押えと、或いは大泊の本人宅、或いは郡の今までしていた、或いは鹿屋の土地、或いは山形の土地、そこ辺りについても含めて、今後何か対策をされているのかどうかお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

　支所長が答弁いたします。

**支所長（山野良慈君）**

　ただいまの質問でございますが、当初２６年１０月に提訴と同時に不動産の仮訴訟申立もしてございます。仮差押さえの決定通知が来た分につきましては、山形県の宇野氏の土地、建物が仮押さえ対象として認められました。大泊と郡、大泊の物件につきましては評価価値が低いという事と、それから鹿屋市の物件につきましては抵当権が第一抵当権が入っておりましたので、認められたのが山形県の宅地と建物でございました。

以上です。

**２番（持留秋男君）**

　佐多の土地については、評価価格が低いというようなこと等であるわけでございますけれども、出来るもんなら本人がこういう今被告と言いますか、そういう本人が破産宣告した場合にはどのような形になるのか。そこら辺りは何か弁護士から知恵をいただいているのかお伺いいたします。

**支所長（山野良慈君）**

　破産宣告、申立とか、その辺につきましてはまだ弁護士に聞いてございませんので、また今後聞きまして回答をしたいと思います。

**２番（持留秋男君）**

　時間がないようでございますので、この点については大変時間も掛かるかと思いますけれども、町の町民税の税金でやって、過去払っているわけでございますので、是非とも最善の努力をして回収されるよう求めます。

次に入っていただきたいと思います。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３問第１項「議会特別委員会及び有識者庁舎検討委員会で現在の庁舎を耐震補強するか、全面改築するか協議中であるが、町長の考えを伺う。」とのご質問でございますが、庁舎のあり方については、現在、３つの組織で検討がなされているところであります。

１つ目は、議員の皆様で組織された、「庁舎のあり方等調査検討特別委員会」、２つ目は、３役を含めた課長等で組織された、「庁舎検討委員会」３つ目は、先日、８月２３日に設立された、町内各種団体の代表者等３０名で組織された、「庁舎整備事業有識者検討委員会」の３つの組織でございます。

これらの３つの組織で検討された結果を受け、１２月を目処に、後世に残す町の財産として、また防災拠点として庁舎はどうあるべきなのか、充分議論等を重ね、方針を決定する意向であります。

**２番（持留秋男君）**

　この件につきましては、熊本の震災によりまして本町の庁舎がどうなのかというような形で補正予算でも組まれた経緯があるわけでございますけれども、先般の記者の目９月５日でしたか、それにも載っていたようでございますけれども、私は２つの議員と有識者だけかと思ったら、町の職員も入っているというような事で、いろんな意見が出ろうかと思いますけれども、まず我々議会議員と致しましては、町長の方針が耐震補強にされるのか、新庁舎にされるのか、そこがはっきりとある程度分からなければ、なかなか議会というところは賛成するかしないか二つに一つだと思うんです。ですので、まず私がここに庁舎のあり方、町長の考えを伺ったのはそこ辺りもあるわけでございますけれども、町長が熊本あっちに行かれた経緯で、或いはそういうような執行部とのあれでこういうのが出てきたのかどうか。或いは、一般の町民から、「我がえんまちゃ、大丈夫な。」というような事が出てきたのか、そこ辺りは何も関係していないかお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

　先程の答弁で申し上げたとおり、最終的な決定としましては３つの組織から答申を頂いた中で、１２月を目処に一応方向性を決めたいというふうに申したとおりでございます。ただ、この議論をしていただくという事が私は非常に大事なことだというふうに考えております。私の考えといたしましても方向性はある程度固めてはおりますが、多くの方々のご意見を賜わりたい。また色んな考え方があるだろうという事。それと、長期に亘ってこの町の将来発展の事を考えるいい機会ではなかろうかというふうに思っております。

その分野で考えますと、議会の皆さま方にも今後の行く末のこと、町民の方々にも今ある現状と、それと今後うちの町はどうなるんだという事をこれを契機に議論していただき、そしてどうあるべきなのかという事の一つの材料になるんではなかろうかと。その中で色んな方々のご意見を私共は吸い上げていこうという考え方もございますし、また広く今ある現状の中で町民に広く広報する為にも、多くの方々に知らしめるという方法論を取りたいというふうに考えた次第でございます。

**２番（持留秋男君）**

　今、町長の方から町民のそういうふうな有識者、或いは職員、議員の方々からの意見を、いろんな意見を聞きながら、１２月にしたいという事でございますけれども、うちの事ではないんですけれども、屋久町があのような形で色々出ておりますけれども、我が町のこの庁舎のこの対応策について、町民に何か全体に、この有識者、この３つの組織だけじゃなくして、町民全体に何かアンケート、アンケートか、何かそういうような考えを聞くとか、そういうのは取れないもんか。町民の意見と言いますかね、そういうのを取ってみたら。ただ、自治会の会長の代表者、そういうような代表者だけじゃなくて、「おいどは、そいなた、ひとっも知たんやったが。」っていう事じゃなくして、そういう自治会にアンケートでも取って、そういう、どうした方がいいか、こういう状況であるがどうかというようなアンケート、そういうような何か意見書みたいなのは取りまとめる考えはないか。今になって町民にこういう状況だと自治会を説明するわけにもいかないでしょうけれども、逆な手でそういう意見書をば、意見書か、そげな考えを聞く考えはないかお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

　他町村のこの庁舎建替え等に関わりまして、紛糾している状況等も鑑みますと、やはり議論の場がなかった、それと情報伝達の中で広報が足らなかったんではなかろうかなというような事を我々も痛感する次第でございます。そういう中で、今回９月の町の広報誌等で先般行なわれました検討委員会の内容等は町民に全戸配布したいというふうに思っておりますし、まずはその財政状況の説明からという事になろうとかと思いますけれども、その中での選択肢という事になろうかと思っております。それを、同じ情報を皆さん方が知っていただくという事がまず一歩だろうというふうに思っております。その中で色んな議論が出てくるだろうと思いますが、そういう中で自治会長会の方でこれをまた議論として、テーマにしていただくというふうに考えておりますので、まずは、まず今ある現状の事を皆さん方に知らしめて、それから色々と意見を吸い上げるというような手法にいきたいというふうに思っております。自治会長会の中でも、１１９の自治会の中で色んな話が出てくるんであろうという事も予測されますので、それらを取りまとめて我々は話を聞くというような準備をしております。

**２番（持留秋男君）**

　この公民館庁舎の耐震、これにつきましては十分配慮をして、どっちにするかは町民の総体の意見でございますので、十分配慮をして今後努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

**議長（大村明雄君）**

次に、水谷俊一君の発言を許します。

**〔　　議員　　水谷　俊一　君　　登壇　　〕**

**７番（水谷俊一君）**

　今年の夏は、猛暑と言うよりは、酷暑と呼ぶにふさわしい夏でした。真夏日は当たり前、猛暑日も県内各地で記録しています。また、県内はもとより、九州地方に近づく台風はなく、その代わり、東北から北海道地方に、多くの台風が接近・上陸して、甚大な被害が発生しています。これらの災害で、亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々に対し、心より、お見舞いを申し上げます。

この数年、日本国内はもとより、世界各地で起きている、地球温暖化による異常気象。それらの報道を、度々テレビや新聞等で目にしてきました。しかし、最近では、これらの異常が、通常と思えるようになった自分達がいることも間違いではありません。今後は、これらの異常を許容範囲とした対策や備えが必要になってきます。想定外という言葉を使うのは、絶対に許されない事であり、あらゆる事を想定した備えを怠らない事が、自治体に課された使命だと考えます。

９月になり、大陸の高気圧の勢力が弱くなり、台風１２号・１３号とたて続けに、県本土に接近しました。幸い、大きな被害もなく通り過ぎましたが、これからが台風シーズンです。これまで以上、想定する範囲を広げた備えと、住民への注意喚起を行ない、町民の生命と財産を守っていかなければなりません。それでは、通告しておりました、２項６問について、質問したいと思います。

まず、はじめに政策調整官及び職員の再任用について伺います。６月会議での一般質問で、結論に至っておりませんので、再度質問いたします。前回の一般質問後、再任用職員は非常勤であると訂正されました。その後、職位等を含め是正された内容を伺います。

次に、観光振興について、５つの質問を行ないます。

佐多岬公園の整備が平成３０年度、第２四半期の完成に向け、環境省や鹿児島県の協力をいただき、着々と進んでいます。完成まで残り２年、今後、公園内外で工事が増加することも予想されます。今後の工事の内容等を含めた、佐多岬公園の整備状況を伺います。また、本町の観光振興は、平成２６年度に策定された「南大隅町観光振興基本計画」に沿って、実施されているものと考えます。この観光振興基本計画の基本的な理念は、佐多岬や雄川の滝に代表される「まちのタカラ」と町民による「ひとのチカラ」の融合によって推進され、その相乗効果により、観光地域づくりの実現を図るものとされています。

基本理念のコンセプトワードを～　海・山・岬と“もてなす笑顔”をまちの活力に！　～

佐多岬へ人々を誘う本土最南端のまちづくりとし、なかでも、“もてなす笑顔”は町民参加型の観光振興を表しています。

一般の町民誰もが観光振興に興味を持ち、取組に参加する事で「まちのタカラ」と「ひとのチカラ」が有機的に連携し、来訪者の経済活動を促し、将来的な滞在から、定住へと変わっていく本町ならではの、観光地域づくりの実現を目指すとしています。それらを実現すべく、６つの基本方針を定め、その基本方針ごとに基本施策が、策定されています。これらの推進に向け、平成２６年度以降５ヶ年で優先的に取り組むべき５つのリーディングプロジェクトを設定し、取組主体や実施時期を事業ごとに整理し実施するとしました。この計画も３年目を迎え、期間の半分が過ぎた現在の進捗状況を伺います。

５つのリーディングプロジェクトの中に、観光地域づくりを推進する組織の構築プロジェクトがあります。地域の内と外をつなぐコーディネート機能を有する組織、いわゆる観光地域づくりのプラットホームを構築するもので、本町において観光産業に従事する全ての組織を束ね、地域外に向け、販売・ＰＲ・情報発信をする組織の構築を計画したもので、まさにこれが観光協会であります。観光ＰＲ車購入の為に、駆け込みで設立された南大隅町観光協会ではありますが、本町の観光産業の全てを掌握し、観光振興の全てを担う組織である事は、言うまでもありません。そこで、観光協会の運営状況を伺います。このように、本町の観光振興の核となる観光協会の運営にあたるスタッフは、地域おこし協力隊の２人が当たっています。５年間のプロジェクトを実施していく中で、活動するスタッフが、概ね１年以上３年以下の期間で活動する、地域おこし協力隊員である事に対し、違和感を感じます。本気で観光協会の体制強化に取り組む考えがあるのか、疑ってしまいます。

そこで、地域おこし協力隊員の役割と活動状況を伺います。

最後の質問になります。

今後、観光振興を図る上において、交通アクセスの整備は最も重要になってきます。大型バスで観光客を運ぶのは、今や中国をはじめとする東南アジアの国々のインバウンドしかなく、マイカーによる観光客は九州圏内が大半を占めます。

国内観光の形態の変化、観光客のニーズの変化を鑑みると、公共交通機関の整備は来訪者に対する、最低限のおもてなしではないでしょうか。

そこで、佐多岬の整備完了までに公共交通の整備は必ず実施しなければならないと考えるが、今後の計画を伺います。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

水谷議員の第１問第１項、「前回の一般質問終了後、再任用職員は非常勤であると訂正された。その後、職位等を含め、是正された内容を伺う。」とのご質問でございますが、６月会議での一般質問を受け、２つの規則について改正を行ったところであります。

まず、「南大隅町職員の職の設置に関する規則」については、地方公務員法第２８条の５第１項に基づく「再任用短時間職員」を含むことを明文化しました。

また、「南大隅町行政組織規則」については、課に政策調整官を置くことができること。所管事務の総括を行うこと。特命する事業について、情報収集や政策立案に対する判断材料の提供及び事業推進を行い、担当部局の政策立案及び部局間の調整を支援することを明記したところであります。

**７番（水谷俊一君）**

　規則の改正という事で、非常に説明聞かれただけではなかなか分かりづらいと思うんですが、再任用職員を除いて今決められた、今規則の中にある職は非常勤であるとか、臨時であるとかっていう方々はそこにはつけませんよと。ただ、再任用職員だけはこれを除きますという明文化だったと思うんですね。

それはそれとして、それともう一点が、その再任用職員の職務内容を明確化したと。

これも非常に良い事だと思います。私はこの再任用職員というのは非常にヒットだと。要するに課を跨いで一つのそういう事業に対して、プロジェクトに対して、そういう職を置いてそれに当たると。それはもう、そのプロジェクト事業の成功の為には、やはりそういう職員というのは欠かせないであろうし、それがじゃあ今、現職の職員が当たってそこまで出来るかっていえば、なかなか難しい部分もあると。だから、そういう職務内容を明確化してこういう政策調整官ですね、ごめんなさい、政策調整官の職を設けたという事は非常に良いと思います。

ただ、先ほど言われた再任用職員はその職の中、付けない中から省くと。という事は、再任用職員はその職につけるという事なんですね。という事は、ちょっと大きく見れば、再任用職員は課長にもなれるという事なんです。その規則の中でいけば。政策調整官だけにつくという事ではなくて、その職につくのは非常勤とかは全部つけませんよ。だけど、つけない中から再任用職員は省きますよという事を、今規則の中で明文化されたと思うんです。これは、町長が今のその規則の中でそのままいけば、町長の考えで、あり得ないとは思うんですが、やろうと思えば、再任用職員が定年後そのまま課長だった方が課長に居続けるという事も規則上は可能だと思うんですが、その辺をちょっとどのように考えられますか。やらないとは思うんですが、その辺を含めて、いやいや、やるんだよという事があるかもしれないし、町長のお考えをお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

　今回、明文化された状況の解釈としては、今議員がおっしゃられたとおりだというふうに思っております。その中で、元々この政策調整官のこの出来上がったスタイルというのも再任用という年金制度の繰り上げに関しましてこういう制度が出来た。その再任用制度を、逆にこれではいけないだろうという部分でこの制度が、我々としては作り上げたような状況でございます。

この評価に関しましては、他町村の方々からも非常に絶賛を浴びているような状況でございます。そういう中で、例えば課長職じゃなかった人が政策調整官になる可能性があるかという事を言われますと、ある可能性はあるというふうに言うしかないというふうに思っております。

（「その逆。再任用職員が課長になる可能性。」　との声あり。）

　再任用職員が課長になるという事ですね。ないです。

**７番（水谷俊一君）**

　ただ、今改正された規則上は出来ると。それも出来るという事なんです。

実際この政策調整官というのは、先程から言いますように、非常に良い職だというふうに思います。先ほど町長もおっしゃったように、再任用職員というのは年金が６０歳で定年して貰えないと。今のところで６３、６５にならないと頂けないと。その間、無収入期間があるといけないよという事で、人事院が作って再任用をやりなさいと。希望者に関してはその年金は受給出来るまでつく、任用をしなさいという事で出来上がった制度でございます。だから、これをちょっと飛躍してそこのその方々をこの政策調整官に当てるというふうに今回持って来られたんですけれども、私一番自分の中で良いと思うのは、政策調整官というのは、ある事業に、ある政策に関して、やはり特出した人、専門職でありますね。こんだけ職員が減少していって、やはり新しい若い職員を採用しにくくなった現状の中で、専門職これに特出した人を育てていくっていうのは、なかなか無理であろうと。今後、色んな政策を打ち出していく中で、やはり民間からの登用というものもある程度考えていった方がいいのではないだろうかと。やはり職場内だけでそういう人を見つけて来たり、やり繰りするというのは、非常に厳しくなってくる。だから、政策調整官という職は民間登用とする。だから今、今回行なわれているその課長職をされた方が３人いらっしゃるんですけれども、その方々は再任用ではなくて退職されて民間になって、今度その政策調整官として採用されるとすれば何ら問題はない。この再任用職員の制度も飛躍して考えるよりも、再任用職員はやはり人事院が決めたとおり、やはりそういう職にはつけずに、その間３級職という形でずっと事務職を行なっていただく。それに納得した方だけが再任用の希望を出していただくという形を取った上で、政策調整官に関しては、これはもう町長の考えですので、再任用という形では使わずに退職したんですから、退職して民間になった方々を採用したと、民間登用したという形でいけば、職に就こうが何しようがこれは全然問題はないと思うんですね。あまりにも整合性が取れないと、ちょっと今後どうなっていくのかなという気もありますし、また考えが変わって将来的に再任用で町長になるという事が出て来ないとも限らないという事を鑑みれば、やはりその辺も考えながら今後運用されて、この職は本当に良いと思いますので、前も今後続けるかどうかは分からないとおっしゃいましたけれども、是非これは続けていただきながら、その事業に特化してこういう再任用職員というものを採用していただければというふうに思います。

最後に、何かお考えがあればお聞かせ下さい。

**町長（森田俊彦君）**

　民間登用という斬新な考え方もあるのかなという事を、今日改めて認識した次第でございますので、また今後ちょっとまた再任用制度と全く違うまた枠組みになりますので、ちょっと検討していきたいというふうに思います。

**７番（水谷俊一君）**

　是非、よろしくお願いします。

次、お願いいたします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第１項「佐多岬公園の整備状況を伺う。」とのご質問ですが、佐多岬公園の整備については、平成２４年１０月のロードパーク無料化を受け、環境省、鹿児島県、南大隅町の三者が緊密に連携して整備を行うことを確認し、それぞれの役割分担のもと本格的な工事が進められています。

ご質問の整備状況につきましては、環境省事業として、休憩広場から展望台に至る区間の一部園路が木道として完成し、３月から供用開始されております。また、県事業としては、県道入口のウェルカムゲート、北緯３１度線広場、第２駐車場の整備等が概ね完成しております。さらに、町事業としては、北緯３１度線広場にモニュメントを建立し、６月末に完成、昨日除幕式を挙行したところです。

今後は、国においては、展望台をはじめ、園路やトイレ整備など、県においては、エントランス広場の観光案内所や展望デッキ、道路改良等の工事が予定されており、概ねスケジュールどおりに進捗しております。

佐多岬は、手つかずの自然が広がる急峻な地形にあり、難工事となることが予想されますが、最終的な整備完了時期を平成３０年９月末として鋭意工事が進められている状況です。

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

|  |
| --- |
| １１：５８  　　～  １３：００ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**７番（水谷俊一君）**

　工事の方は概ね計画どおり、平成３０年度第２四半期９月を目処に、だいたい概ね完成するであろうという答弁だったと思います。それに向けて、今環境省県の工事がそこで終わるという事ですが、まちとして、町として、それまでにまだ何か整備をしておこうというふうに考えておられるようなものがあるのか。あればお聞かせ下さい。

**町長（森田俊彦君）**

　企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　ただいまの、町として整備しておく事業があるかというご質問でございますが、ハード的な整備は今町長が説明を先にしたとおりであると思いますが、その他に、完成後の管理、運営をどういうふうにするかというような事については、今後完成までの間にまだ検討していかなきゃいけない事項だと、ソフト的な分野ですね。こういった部分は必要だと考えております。

**７番（水谷俊一君）**

　では、ハード面に関してはもう整備するようなもんはないという事でよろしいですか。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　詳細の部分はいくつもまだ出てこようかと思いますが、具体的には、現段階ではまだ田尻付近の道路の改良整備であったり、それから施設を、エントランス広場に施設を作りますが、観光案内所を作りますが、その内装の整備であったり、今後そういう完成までの中には、詳細なものは幾つか町として整備をしなきゃいけないものも出てこようかと考えております。

**町長（森田俊彦君）**

　建設課長の方からも補足があります。

**建設課長（石走和人君）**

　建設課としましても、関連事業としまして、佐多岬公園線の完了までにですね、安全面から通行の安全面という形で、佐多岬線の町道部分をですね、今、委託業務に出しておりますけれども、そこの整備という形で進めたいという形で思っております。

（「次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第２項「平成２６年度以降、５ヶ年で優先的に取り組むべき、５つのリーディングプロジェクトを設定し、取組主体や実施時期を事業ごとに整理し実施するとされた。この計画も３年目を迎え、期間の半分が過ぎた現在の進捗状況を具体的に伺う。」とのご質問でございますが、本町の観光振興については、観光振興基本計画の基本方針などを踏まえ、平成３０年度完成予定の佐多岬整備を見据えた、年次的な事業整備に取り組んでおります。

具体的な成果としましては、本町観光振興の長年の懸案でありました観光協会を関係各位のご理解のもと設立できたことであります。

この他、観光地域づくりへの参加と自然及び景観保全に関する町民の意識醸成に関する取組として、ふるさと看板コンテスト、おもてなしセミナーの開催。観光地域づくりを推進する組織の構築において、地域おこし協力隊の活用。佐多岬を最優先とした観光商品づくりとして、観光ニーズ・イメージ認知度調査、最南端バイクミーティング事業、海上タクシーによる周遊観光ツアー、観光協会ホームページ作成、町の様々な資源テーマにおけるガイドの育成・ガイド組織の構築として、佐多岬コンシェルジュ育成、船上ガイド事業の実施。佐多岬誘客に向けた観光基盤の整備として、３１度線モニュメント整備、ＷＩＦＩ整備、観光案内板整備などに取組み、一定の成果があったと考えております。

現在、概ね、年次計画どおりに進んでおりますが、今後も観光振興基本計画に基づき観光事業者、町民の参画など関係機関と連携しながら、佐多岬整備の完成を見据え、行政と観光協会の協働による相乗効果で観光産業がより、一層盛り上がるよう取組みを深めて参ります。

**７番（水谷俊一君）**

　この観光振興基本計画の中で町長も言われたように、この基本計画の大きな、大きな枠という、枠というか基本的な考え方というものが、さっきもちょこっと壇上で言ったんですが、「まちのタカラ」と「ひとのチカラ」と、これは繰り返し出てくるんですね。要するに、ただタカラをハードだけを整備してやるんではなくて、そこに「ひとのチカラ」を加えて、出来れば着地型を完成さしていこうという、基本的な考え方であろうと思うんですね、将来的には。だから、このリーディングプロジェクトの中で一番大切なものは、ハード的なもんは今先の質問でふれましたように、計画どおり進んでますという事ですので、後はこの「ひとのチカラ」をどのようにして醸成していくかと、それが一番大事になってこようと思うんです。

そういう中で、今ふるさと看板とか、おもてなしセミナーですね、その辺を開催してますよというふうに答弁いただいたんですが、２年半経って町民の意識がそんだけ変わったのかな、どうかなと思えば、なかなかこのおもてなしセミナー等も、その観光産業に従事される方々がやっぱり大半を占めているんだろうと。今この基本計画の中では、町民全体でやはりそういう考え方を持っておもてなしをしていって、町全体でそういう盛り上がりを作ろうじゃないかと。作っていった中で、３０年度の完成に向けて皆さんをお迎えしようじゃないかという計画だろうと思うんです。そこを考えた時に、私的にはまだまだちょっとその部分が手薄なのかなと。その事業的にも皆にそこを周知するような画期的な事業というものも行なわれてないのかなというふうに思ったりするんですが、今後の予定を踏まえて、その人の力を醸成していく為にどのように考えられるか。現状を踏まえて町長のお考えをちょっとお聞き出来ればというふうに思うんですが。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長が答弁いたします。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　確かに、町民全体での取り組み、醸成をしていく事というのは、大変必要な事だと事務局として考えております。そういう観点から、具体的には観光協会が設立をされましたが、観光協会を軸といたしまして、それぞれ会員の方々を含めて広報誌を発行しましたり、方向といたしましては、観光ニーズの調査をしたりしながら、地域へ、また特に大泊地区におきましては、観光基本計画等を策定するにあたりましては、地域の自治会等の役員の方々、そういう方々も一緒に入っていただきながら、方向性を定めていくという取組みをしながら、このソフト的な取り組みの方向というのをば、今、今後平成３０年に向けた流れとして取り組んでいるところでございます。

**７番（水谷俊一君）**

　なかなか良い回答をいただけなかったんですが、実際、この本当基本計画どおり、基本計画に沿っていくのであれば、「まちのタカラ」と「ひとのチカラ」です。この、「ひとのチカラ」をどうやって作っていくか。

基本理念のコンセプトワードにもありますように、「もてなす笑顔」という事もきちっと明記してあります。やはりそれは、町民全体でそのもてなす力を、ひとのチカラの中で、そのもてなす笑顔を来ていただく方に振りまきながら、おもてなしをしようというコンセプトだというふうに思うんですね。だから、これが、このひとのチカラが出来上がらなければ、実際この基本計画の片手落ちになってくると思うんです。ハード面だけは、まちのタカラだけはきちっと整備が出来ましたと。あと、ひとのチカラがないがしろになって、きちっと出来上がっていかなければ、この基本計画の趣旨からは外れていくんだろうなというふうに思います。もうちょっとやはりこの部分に関しては半分経ちましたので、今の時点でもうちょっと考え直していただいて、非常に難しいと思うんですよ。

これはお金を掛ければ出来るという問題でもないし、その一朝一夕に出来るような問題でもないと。ただ、やろうと決めた事ですので、まだとりあえずとことんやってみると。いろんな手を尽くしながらいろんな形でやってみるというのも、私は大事なのかなというふうに思います。その中で、やはり来て頂いた方々に観光ガイドを含め、いろんな形でこの町をアピール出来れば、そのハードプラス隠し味的なもので皆さんいろんなものを感じて帰っていただける。帰っていただいた方々はまた町のＰＲを更にしていただいたり、またもう一回訪れていただくという、そういうものに繋がっていくんだろうなというふうに思うんですね。だから、やはりこのひとのチカラだけは何とか作り上げていっていただきたいと、努力していただきたいというふうに思います。

何かありましたら一言いただいてもいいですし、それと合わせて、この観光産業づくりの観光商品づくりという事も併せて挙げていらっしゃいます。その中で昨年でしたかね、昨年か、海上タクシーと、こっからまた観光バスを作って、ずっと町内を回って、また帰っていただくという形で実証実験を行なわれたんですけども、その辺の成果等も含めて内容等をお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

　先のご質問のこのソフト面のこの人材育成というのは、本当難しいなという事を痛感しておりますし、この高齢化が進んだ本町の状況の中では、なかなか意欲的に始まらないというような状況で、ジレンマに陥っているような状況でございます。

そういう中でも、今回広域で、地方創生版で、鹿屋の方で広域の観光のプロデューサーを、いえば雇っていただきまして、これが全般的に広域の観光の仕組みづくり、また人づくり等にもアドバイスいただけるのかなというふうには思っております。

本町が今取り組んでおります、昨年からやっておりますお魚まつり、それと毎年やっております岬マラソン、ここら辺の醸成の中で徐々にではありますけれども、民間の方々がおもてなしをするという気概が少しずつ芽生えてきてるのかなと。そして、町内回りますと、そういう中で民間の方々が少しずつではございますけども、何か準備をし始めていていただいているというような状況、そういう中で人手が足らない、または設備が足らない、色々な問題がありますので、それに今後応えていきたいなと。そしてまた、そういう人材が育成出来るような土壌づくりが、今後非常に近々に必要になってくる状況ではなかろうかなというふうに思っております。

それと、後の方からのお話がございました、海上タクシー等の件でございます。

ただ、先般３１度線のモニュメントの除幕式等で県の観光局並びに県の観光連盟の専務が来ていただきまして、若干ですけども昼食をはさんでの打ち合わせ等が出来ました。これに関しまして、高速船の指宿・根占間のこの船の就航が来年４月を準備しております。６０数名を乗せる船という事で、この間をだいたい２０分で走るという事でございます。

観光連盟の方は前日に指宿の方のホテルの方々と協議をされまして、この船が利用して南大隅並びに大隅半島に渡っていくツアーを作ろうではないかというような打ち合わせ等をしていただいております。これはホテルと一体化して、また指宿との観光連携の協議を今後南大隅町でやりましょうという事で決定しておりますので、そういう中ではこの船を利用して流入する人口、だいたい一日５便の船が走るであろうという事で、今後の周遊観光のバス並びにレンタカー等をこのアクセスに使いたいなというような事を考えておる次第でございます。

先般の実証運航に関しましての海上タクシーの評価でございますけれども、これは一応９月までの実証運航の予定でございましたけれども、非常に申し込みが多くて、１カ月ほど延ばしたというような経緯の中で、非常にこの事業は成功し得るであろうという事を考えております。

ただ、先方のなんきゅう船舶さんの方には、これに関しては町の助成補助はしませんという事を申し上げておりますので、これは完全に民間が独自でやっていただくという事で、来年の４月からの就航につきましては、これはもう町を離れて民間同士でやっていただきたいと。また並びに、この周遊観光のプロデュースに関しましては、広域でのプロデューサーを利用したいというふうに考えております。

**７番（水谷俊一君）**

　分かりました。

今回、来年度からまた定期的に運航されるという事で、費用面は町とすれば補助がないという、その辺をお伺いしたかったんですが、ないという事で、民間がやるという事ですので、かえって良い方向にいくのかなと。へんに助成があると頼ってしまわれる部分もありますので、かえってそれできちっと企画を立ち上げていただけるのは非常に有難いことだなというふうに考えております。

それと合わせまして、一点お伺いしたいんですが、この中で今、おもてなしという考え方の中で、根占の方では雄川の滝の入り口に民家を改装されて、ちょっと個人的にやってらっしゃる方々もあるようですが、基本計画の中で佐多地区に是非こういう組織を作りたいという事が挙がってたと思うんですね。料理を作ったり、お土産を作ったり、そういう形で、佐多地区にもそういう組織を作りたいというふうに最初やってたと思うんですが、その辺に関しては動いてらっしゃって、状況を説明していただければというふうに思います。

**町長（森田俊彦君）**

　大泊地区に関しましては、地域の方々と事前協議を今何回か詰めてるところでございまして、その中でどういうような補助の体制で、もしくはどういうような仕組みづくりで皆さん方がやっていただけますかというような、それと、その地域に必要性のあるものの意見徴取等をやっておるような状況で、今まだ詰めの段階に入ってない状況なのかなというふうに思っております。

ただ、非常にこのジレンマを感じておりますのが、行政が建物を作っていただいて誰かがやっていただくというようなイメージを持っているんですけれども、行政が建物を作って雇っていただいて、そこで働けるかなというようなニュアンスで考えてらっしゃって、そこら辺のニュアンスの違いというのが、今のいうこの人材育成になかなか程遠い部分のニュアンスでなかろうかというふうに今、我々も感じておるところでございます。

今後はですね、地域の住民に関わらず、また帰って来られる方、ＩターンＵターンの方々がそういう所でそういうおもてなしの出店をされたいというようなところまでちょっと枠を広げてやっていこうかなというような事を考えております。

**７番（水谷俊一君）**

　ここのしめになると思うんですが、実際先ほども言いましたように、ひとのチカラを何とか醸成していく為には、やはり個人的に１人ずつを教育していくというのは、皆さんそういう意識を持っていただくというのは非常に難しいと思うんですね。だから、各地域ごとに観光に関するそういう組織を何個か作り上げながら、その組織の方々に意識を変えていただき、その方々からまた色々地域の方々を引っ張り込んでいただいて、段々段々とその観光に関するおもてなしの意識を広げていくという事が、やはり最善であり、そういう方法しかないのではないかなというふうに思います。

でありますから、何らかの形で根占地区であったり佐多地区であったり色々な組織を作っていただいて、その組織の中で話をさしていただきながら考え方を醸成していくのがベストではないかというふうに考えます。

次の質問お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　次に、第２問第３項「観光協会の運営状況を伺う。」とのご質問ですが、現在、南大隅町観光協会は、設立２年目を迎え、予算総額２千１百９５万円、会員数１２９会員で事業運営しております。

会員の種別内訳としまして、法人会員２８法人、個人会員８９人、賛助会員１２人となっており、昨年度と比べ、それぞれ、法人会員２法人の減、個人会員４人の増、賛助会員２人の増で、全体としては４会員の増となっています。

また、事業につきましては、総会で決議された「情報の一元化機能の強化」、「観光来訪者との接点強化」、「業務遂行体制の確立への取組着手」の３点の重要項目を中心に、具体的には、定例的な理事会に諮りながら、各種事業推進を図り、観光協会ホームページの運営、観光関係イベントの開催、各種媒体を活用した広報活動、ＰＲ車「なんたん号」の運行管理受託、繁忙期における観光スポットでのおもてなし事業などを受託実施して頂いているところでございます。

**７番（水谷俊一君）**

　今出来たばかりで、動き出したばかりの観光協会であります。

仕事の観光協会に、やはり我が町の観光というのはある程度依存していかないといけないのかな。また観光協会が中心になって色々と観光の戦略等々は３０年以降運営していかないといけないのかなというふうに考えます。

２年ぐらい前にちょっとこの観光協会設立に関して質問した時に、やはりとりあえずまず作りましょうと。作っていく中で根を張っていきさえすれば枝葉がついていきますよと。協会自体が出来上がっていきますよと。最初からきちっとしたもんは出来ませんから、とりあえず作っていきましょうという事を申し上げたような記憶であります。

とりあえず今出来上がりまして１年経ち、２年目を迎えという形の中で、実際観光協会が段々段々この中身を充実していく必要があろうかなというふうに思います。

この基本計画の中でもこの組織というものは、今町長おっしゃったようにＰＲはもちろんの事であって、特産品の造成とか色々なもんを作り出してみたり、それをＰＲ、販売していくという形を作っていかなければいけないんだろうなというふうに思うんですが、いろんな観光で、売り出す中で、お金を落としてもらうという中には、やはりお土産となり得るような特産品の開発も、やはりひとつ３０年度までには必要な事であろうと思うんですが、その辺に関して観光協会がちょっと動いているのか、それともそれは別に開発をされているような事例があるのかございましたら説明をいただければというふうに思います。

**町長（森田俊彦君）**

　企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　特産品の開発等についてというご質問でございますが、具体的には現在食という部分では、商工会の飲食部会等を活用しながら、自主的な動きとして動いていただいておりますけれども、新しい食を皆で作り上げていこうというようなものが動き出しております。

併せまして、またその他にも食という部分だけにこだわらず、それぞれの団体等で何かしら特産品をというような事をば言っていただく方もおりまして、具体的には佐多岬におきましてひとつ手作りで作ったものをば販売をされるとかですね、そういう方々も最近出て参りました。そういう機運としては、いろんな組織、官だけでなくて民の方々との協力をしながらのですね、取り組みが少しずつ、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、醸成をされてきているかなという事をば今感じております。

そういう動きがあるというのをばご報告しておきます。

**７番（水谷俊一君）**

　実際、今、食という部分は商工会にとか、また工芸品みたいに何かちょっと作ってお土産をという形なんですが、これを全て掌握するのが観光協会じゃないといけないんです。だから、そういう組織づくりをやっていきましょうよ、観光協会の中で。

ただ、今ＰＲ車の業務だけではなくて、やはり次を考えながら、これが出来たら次はこれを観光協会の中でやっていきましょうと。

もう観光係でやるのではなくて、一つ次の案が出来たらそれを観光協会の中でどうやって運営出来るのか。どういうふうな形であればそれをやっていけるのかというものを考えながら観光協会を作っていかないと、なかなか観光協会も独り立ち出来ないのではないだろうかというふうに思います。

組織の今後充実していく為には、色んなまだこれからまだまだ色んな事やっていかなければいけないと思うんですが、ただ難しいから手を付けないじゃなくて、やっぱり一つずつ一つずつ毎年ちょっとずつ階段を上っていかん事には、なかなか観光協会が旗を振りながら町の観光行政をつかさどるというわけにはいかないというふうに思いますので、その辺も考えた今後運営をお願いしたいと思います。

次の質問お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第４項「地域おこし協力隊員の活動状況を伺う。」とのご質問ですが、地域おこし協力隊制度とは、地域が地域活性化のために都市住民を受入れ、農林漁業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事して、将来的には、定住・定着を図っていく制度であり、隊員は、地域課題の解決・活性化が主な業務となります。

本町におきましては、活性化における重点課題といたしまして、「佐多岬の再整備をきっかけとする観光振興をどうすすめるか」というテーマを基調に現在２人の隊員が着任しております。

テーマに基づいた具体的な課題として、①南大隅町の魅力（地域資源）の整理　②旅行者・消費者のニーズの把握　③南大隅の魅力を活かした観光商品・交流機会づくりや機能する観光コーディネート組織（観光協会）の設立といったものを示しております。

これを踏まえて、２人の隊員は観光コーディネート組織である南大隅町観光協会の業務サポート体制を担っているほか、交流・観光イベントとして「きもだめし」や「フォトロゲイニング」の立案運営も行っております。

また、今後の活動としては、整理された地域資源を地域の担い手とマッチングさせての「体験型プログラム」の観光商品化などが見込まれております。

**７番（水谷俊一君）**

　今１項目から４項目、隊員の目的とするものをお答えいただいたんですが、やはり彼らが本当にやりたかった事、作りたかった事、こういう事をやってみたい、これをしたらこの町の観光はこんなに変わるのかなという、最初の目的どおりの仕事が出来ているのかなと。

今回、今日もポニー号が来て関根君が雄川の滝でインタビューを受けながら、今度の日曜日に行なわれるイベント、フォトロゲイニングでしたけ、のイベントに関して説明してたんですが、これは彼らが企画したもんだろうなというふうには思っているところでした。

だから、本当に彼らが３年間そういう事をうちの町でやりたくてきた事が、本当に出来てるのかなという部分をちょっと感じたもんですから、やはりこちらがやらねばいけない業務、要するにＰＲ車の、要するにそういう販売を手伝ったり、そういう事ばっかりに終わってて、彼らの知恵が出し切れているのかなという部分も考えたところでもありました。その辺も含めて、今後、今後なんですけれども、この観光協会の業務として彼らだけを利用してていいものかどうかと。

先程も言いましたように、長くて３年です。プロジェクトは５年間の範囲内で観光協会をきちっとした組織に作り上げましょうという流れの中で、そういう隊員だけを中心に置いてて、本当に組織として段々段々醸成していくのかなという、きちっとした体制が作れるのかなというふうに疑問に思えてしょうがないところですが、そういう組織の人員的なもんというものに関して、どのようにお考えなのか。今後もやっぱりそういう形でいかれるのか含めてお伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　まず、協力隊員の活動状況につきましては、今議員がおっしゃったような状況でございますが、まず着任する段階におきまして、観光振興計画であり、こういった部分については、こういう基本的な計画の概要等をご理解をいただいて、そういった部分も含めながら取組みをしていただくという方向で、お互いに話をしながら整理をいたしております。

その中で、現体制といたしましては、協力隊員が２名と、それから観光協会独自で今１名の職員を雇用いたしまして、併せまして、行政の職員企画観光課の観光推進室の職員が業務、観光宣伝業務、こういう企画観光課の業務の一環としてサポートしながら、組織の運営に当たっているところが現状でございます。

今後の方向といたしましては、基本的には組織が自立出来て、動けるような体制づくりというのが一番目標とするところでございますが、それに向けてそれぞれ行政の職員、それから協力隊合わせながら取組みを今深めておりますが、協力隊であるから３年で終わるというものだけでもないだろうし、基本的な協力隊の考え方というのは定住、移住というのも含まれております。そういった事も期待をしながら方向性を見極めながら、今後のまた組織の強化というのは図っていきたいと思っております。

**７番（水谷俊一君）**

　彼らが残ってくれて定住してくれて観光業務に携わってくれれば、これはまた幸いな事だろうと思います。

実際、本当に先程から言いますけれども、観光協会というものはこの町の観光産業を全て掌握して、観光の振興にも当たる一番の中心になる組織だと思うんですね。だから、何とかこれを体制をしっかりと作り上げていくというのは大事だろうと思います。その為には、１人きちっと核となる人間を置いて、そこが彼ら、協力隊とか色々な方々に知恵を出していただきながら、それを運営して観光を、この町の観光を考えていくというのが私は最善だろうと思います。

職員だけではなくて、職員とは全く別に観光協会の職員として１人やはりそういう席を設けて、そこに他からでもいいですし、色んな形で、ＯＢの方でもいいですし、携わっていただく方を見つけながら、やはり今後観光協会を、やはり体制をしっかりと作り上げていくのが、我々の課題だというふうに思っておりますので、努力していただくように提言しておきます。

最後の質問お願いいたします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第５項「佐多岬の整備完了までに、公共交通の整備は必ず実施しなければならないと考えるが、今後の計画を伺う。」とのご質問でございますが、現在、本町の公共交通体制の主体となります路線バス運行につきましては、４市５町で三州自動車㈱と覚書を交わし廃止路線代替バスの運行を行っており、運行経費につきましては、関係市町が応分の負担割合により助成し運行しております。

観光振興に係る佐多岬関係では、路線バスが鹿屋、垂水から佐多岬方面に４便、大泊から鹿屋・垂水方面に２便運行しております。

一方、今年から民間レンタカー事業の運行も始まり、平成２９年４月には、株式会社南九船舶による指宿根占間の高速船就航も計画されるなど、タクシー運行事業と併せて、交通体系整備確立に寄与するものと考えます。

また、公共交通体系整備は、喫緊の課題でもあり、特に路線バス運行体制につきましては、大隅広域的にも大隅総合開発期成会などにより協議検討を進めているところでございます。

**７番（水谷俊一君）**

　公共交通、手っ取り早くは、バスというところだというふうに思います。

今、広域的に話を進めているところであるというふうに町長もおっしゃったんですが、なかなか前へ、お聞きした時も北側、鹿屋以北の方々はなかなかそういうところに理解を示していただけない。それはもうそういう事だろうというふうに思います。

出来れば三州自動車と個別に打ち合わせいただいて、路線バスを含めて、ある程度町が助成をしながらも港から佐多岬までの往復バスを、だいたい一日最低でも２往復ぐらい、何とかそういう路線を設けられないものか、その辺は三州バスとの交渉だろうと思います。個別で私は構わないんだろうと思います。やってみて、それでダメならまた次を考えていくという事でないと、なかなか前に進まないのかなというふうにも思います。

鹿屋のくるりんバスなんかもあれは大隅ネット、交通ネットワークですかね。多分委託だと思うんですね。鹿屋市が助成しながらそれでやってる。だから民間も、要するに三州バスもある程度の補助は必要なんでしょうけれども、話のテーブルに乗らないっていうのはないというふうに思いますので、先程の答弁でも今度海上タクシーが出来てくると。じゃあ、ここに来たお客さんは観光のツアー方々しか来れないのかとなれば、海上タクシー自体もなかなか客足が伸びないと。それよりも、やはりここに渡っていただければバスで行って帰れて、また指宿に帰れますよと。鹿児島の方に帰れますよと。根占の港まで来れば鹿屋行きのバスに乗れますというような、やはり体系はもう積極的に作っていかん事には、なかなか出来上がらないと思うんですね。

広域は別にいいと思いますので。時間がないですので、是非その辺はやっていただきたいというふうに思います。その辺の交渉含めて、やっていく考えがあるかどうか、町長の考えをお聞かせ下さい。

**町長（森田俊彦君）**

　今、現状の公共交通体制の中では、佐多岬を中心にしたところの観光で、公共交通バスに乗って来られると帰れないというタイミングがどうしてもあります。そういう時間帯を埋める為にもですね、路線バスの増便、これに関しましてはちょっと三州さんと我々は打ち合わせる準備があります。

それと付け加えます。先程の観光客の方の、県の方が来年のレンタカープランに関しまして、うちをモデルにしたようなレンタカープランをちょっと考えたいというようなお話で、今後また打ち合わせをする格好になりますので、ちょっとケースバイケースによるところの公共交通のアクセスのあり方という部分を、我々も今後協議していきながら、最大限の努力をしていきたいというふうに考えています。

**７番（水谷俊一君）**

　もう最後です。聞こうと思ったんですが、町長、奥さんと２人で旅行をされた事がありますか。されますか。忙しいからされない。企画課長どうですか。観光課長、２人で出られる事がありますか。やはり観光で食べようと思う、今度産業を興そうと考える町の、やはりその中心に携わる方々が、観光地を自分の足で歩くという事は、これは僕は大事なことだと思います。しかも、１人じゃなくて、観光バスじゃなくて、奥さんの女性目線が絶対横で必要なんです。時間は作る、お金的には無理な方はいらっしゃらないと思いますので、是非時間を作って、やはり２人で動いてみる。そうすれば、この観光地に何が足りないか、あっ、議長も是非行って下さい。あっ、行ってるという。だから、是非歩いていただければ、「あっ、何が足りないな。もうちょっとこれを整備すればいいのにな。」それはそのままうちの町にいきます。だから、やはり百聞は一見に如かずだと思うんですね。是非体験して、そこで自分が肌で感じた事を我が町に持ってきてやると。

どこの観光地に出向いても公共交通のない所には行きません。間違えなくバスがないの、電車がないの、行かないんですね。飛行機とかＪＲで行った場合は。マイカーしかいけないんです。だから、やはり佐多岬を今後どうしても全国区にすると。ローカルな観光地でなくて、全国区の観光地にすると思うのであれば、何とかこの公共交通体系だけは作り上げて整備していただきたいというふうに思います。

何かあれば最後に。

**町長（森田俊彦君）**

議員からの強い要請があった事を私の妻にも伝えまして、是非ともそういう時間を取りたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　観光のニーズ調査を過去に行っておりますが、参考としてご報告しておきます。

公共交通も含めて運航の体制の中でどういうふうな形で来るかと言った時に、本町へのこのコースの形態というのは基本的に自家用車、それからレンタカーが主でございますが、これが約８５％となっております。この意向は、今後も変わらないだろうという事が専門的な分野からの調査で言われておりまして、公共交通のバスの必要性というのは十分考えてはおりますが、それと合わせて、また別な角度からはこういう将来的にも自ら運転して来訪する個人旅行客というのが増えてくるという方向も、一つの調査の結果では出ているという事をば、ご承知をしておいていただきたいと思います。

（「マイカー以外の人は、うちの観光地は眼中にないと。これが多いんじゃないです。眼中にないです。以上です。」）　との声あり。

**議長（大村明雄君）**

次に、松元勇治君の発言を許します。

**〔　　議員　　松元　勇治　君　　登壇　　〕**

**３番（松元勇治君）**

　本町の現在の課題と今後のあり方について、今回の私の質問です。

南大隅町過疎地域自立促進計画を定め、過疎対策及び人口減少に歯止めをかける為、施策に取り組んでいるところですが、依然として人口減少に歯止めがかからないのが現状です。平成２６年統計で、高齢化率４４．８％、県の２８．６％を１６．２ポイント上回り、高齢化問題で全国の中でトップクラスにある本町は、それに関わる色々な問題も先進地であり、子育てや地域の高齢者に対する福祉活動など、注目されています。

また、記憶に新しい熊本地震があり、災害時において生活弱者の避難所への移動の問題や、それについて検討する必要が高いと思われます。

そこで１問目に、子どもや高齢者など生活弱者に優しい環境整備について。バリアフリー化による地域全体の安全対策をどのように考えているか伺います。

２、街道沿いのトイレやイベント時の仮設トイレの設置を増やす考えはないか、伺います。

２問目に、本町が抱える１番に取り組まなければならない人口減少による、生活基盤や経済活動の衰退、負のスパイラルに落ち入っての、そこから抜けられない現状において、行政、住民が一緒になって、知恵を出し合い、地方創生の事業に取り組んでいるところです。即効性のある対策としての、町外からの移住を増やす事がありますが、この町に住みたいと思う気持ちにならせる為の手段、また移住に当たっての経済的負担やリスクに対しての施策を、現段階以上に考えなければ、他の町との差別化が出来ないのではないかと考えられます。

１、住むに当たって、町内の空き家、住宅の情報案内は適切に行なわれているか。また、現状はどのようなものか伺います。

２、町営住宅に入りやすい住宅に関する条例改正は出来ないか伺います。

３、９月から行なわれる空き家調査は、どのように行なわれるか伺います。

３問目、民泊受け入れ策についてですが、近年、観光客の旅行機会、旅行経験が豊富になるにつれ、決められた行程に従っての、ただの観光名所や観光客に向けての店舗・施設をめぐるだけのパッケージツアーに魅力を感じなくなった観光客が多くなったと言われています。多様化する観光客の中では、旅行に出る目的、地域を訪れる意味を考え、地域らしさ、地元ならではを体験したいと思うニーズがあると思われます。本町においては、佐多岬、雄川の滝のハード事業も３年後までに完成し、４年後には国民体育大会、東京オリンピック、映画やテレビ放映による大隅半島をはじめ、当地の紹介などにより、注目されると思われます。

他に大隅定住圏ビジョンでも取り上げられる合宿の誘致による入り込み客に対応し、民泊受け入れ家庭を増やす計画は考えられないか伺います。

以上で、１問目としたいと思います。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

松元議員の第1問第１項「バリアフリー化による地域全体の安全対策をどのように考えているか伺う。」とのご質問ですが、現在、南大隅町建設計画に基づき、公共福祉向上のため公共施設や遊歩道のバリアフリー化、居住環境整備による高齢者や障害者、子供たちに優しい町づくり、人にやさしい道路整備など、それぞれ取り組みを深めているところでございます。

また、主要施策の一つでもあります、町内観光振興事業の一環としての佐多岬整備事業や雄川の滝遊歩道の整備事業など、国・県を含めた整備計画の中でもバリアフリー化に向けた整備が行われているところでございます。

今後も、既存公共施設の改修や道路整備など、可能な限りバリアフリー化に向けた取り組みを積極的に推進して参りたいと考えております。

**３番（松元勇治君）**

　歩道を有する道という中で、国・県のバリアフリー化に対する考えというのは、町に示されているのか伺います。

**町長（森田俊彦君）**

　建設課長に答弁させます。

**建設課長（石走和人君）**

　ただいまのご質問でございますけれども、国県道につきますバリアフリー化についての計画でございますけれども、具体的な説明そういうものはございませんけれども、今進んでる国県道の整備につきましてですね、若干ご説明申し上げます。

県につきましては、県条例の福祉町づくり条例に基づきまして、平成１３年度から人にやさしい道づくり事業におきまして、国県道の歩道部分の切り下げ、勾配の修正、段差解消等を行なっているとの事でございました。その中、町内のバリアフリー化の現状でございますけれども、県の道路維持課の話では、平成２６年度に再調査をしたところ、再整備の必要な箇所につきましては、およそ１２０箇所あるとの事でございました。

以上でございます。

**３番（松元勇治君）**

　２８年度の町長の施政方針の中で、このバリアフリー化という名前がちょっと出てこなくて見つける事できなかったんですが、それまではですね、福祉・介護の方でそれぞれの家の方はバリアフリー化をしなきゃいけないというのは町の方も言ってて、だいぶ公共施設の公民館内も手すりが付いたりスロープが付いたりていうので、良くなってきてます。　私が今回言いたかったのは、その地域全体の事でですね、障害者を含め高齢者、子ども達、生活弱者と言われる人達が、例えば災害の時にどうしても移動しなければいけない。また介護在宅で介護されてる、また１人暮らしの高齢者というなんかは、どうしても家の近くを移動するという事が多くなる中で、やはり見過ごされてるところがあるのではないかと思います。各自治会長さんに再度検証してもらう。また町の担当の職員が行って、その周辺を見て回るっていうのが、再度また必要ではないかなっていうのを感じます。

私は１人勝手の話になるかもしれませんが、バリアフリー化だけじゃなくて、やさしい環境町づくりという中で、バリアフリー化だけに特化した話ではないところに入っていきますが、例えばネッピー館のバス停に屋根がない。台風で飛ばされたまま３年、屋根が付いてなくて濡れてバスを待ってる方がいらっしゃる。あ～、可哀相だなと思います。各公民館を回る中で、入ケ山の公民館は入り口に入るまでに泥があって雨の日は入れないだろうなと普通思います。例えば、古殿の公民館は階段になってて手すりもなくて、高齢者はどうして上がりにくいだろうなと思います。下町の公民館はスロープが急過ぎて、一応とりあえずスロープを作ったもののきついだろうなと思います。それぞれですね、まだ佐多地区は車で通り過ぎながら見るだけであ～と思うだけなんですが、その地域を回っただけでもそういったのが見えてくる中で、自治会長さんそういった中で一回検証はされたのですかね。また、今後される計画、そういったところ考えてみてはどうでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

　総務課長に答弁させます。

**総務課長（相羽康徳君）**

　現在ですね、自治公民館のバリアフリー化の整備については、地域振興施設整備事業補助金を活用して、それぞれの自治会で取り組んでいるのが現状でございます。

平成２７年度では４自治会、それから平成２８年度はこれまで２自治会が手すりの取り付けや段差解消の工事を行なっておりまして、その７０％を補助しているところでございます。

今後もバリアフリー化については自治会の要望に応じてですね、取り組んで参りたいと思いますけれども、先ほど議員が申されました自治会への調査、これについてはですね、まだ行なっておりませんので、今後ですね、取り組んでいければというふうに考えております。

**３番（松元勇治君）**

　本当、事故が起きた時、今回の東北の方、関東から上の方はすごい水害があるみたいなんですが、もし移動の時に年寄りを歩かす事はほとんどないとは思われるんですか、根占地区に関しましては、川北水路、川南水路という中があります。そういった境の所もですね、やっぱり柵を作ったりっていうのが必要じゃないかなと思います。危険な所と言いますと、例えば北之口の公民館。川北水路が祢寝氏累代の墓の横にあるんですが、右側に。水路がある中に橋が架かってて左右に柵もない。階段に手すりもない。という事で、本当高齢者に公民館に集まって下さいという、公民館で高齢者をサロンとかですね、そういったのをされる時なんかにも、ひょっとしたふらつきでも川に落ちたら大変な事です。

そういったのの危険度も実際あるのが必要性が迫るところもあると思われますので、そういったのも、もう一回また検証をしていただきたいなと思います。

これ、予てに行なわれてる事だと思うんですが、例えば、ふるさと納税でこのようなのに使われてますって言ったら、ふるさと納税も来るんじゃないかなという、そういった使い道ですね。そういったのにも売れる話にもなるかなと思いますので、その方は検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第１問第２項「街道沿いのトイレやイベント時の仮設トイレの設置を増やす考えはないか伺う。」とのご質問ですが、現在、町が管理している公衆トイレは港公園・立神公園など全部で２１カ所あり、うち６カ所に多目的トイレを併設しております。

なお、台場公園公衆トイレにつきましては、今年度の事業としまして、県の元気おこし事業を活用して、老朽化による建て替えを計画しているところでございます。

佐多岬整備や雄川の滝整備など観光振興事業推進の一環としましても、国道２６９号線をはじめ街道沿いの公衆トイレの整備は重要な課題であり、今後、観光客などの増加も見込まれることから、地元とも調整を図りながら整備検討して参ります。

また、イベント時の仮設トイレの設置につきましては、町民運動会や佐多岬マラソンなど大きなイベント実施時の参加者に不便をかけないよう、これまでの状況を踏まえ適切な設置を計画して参ります。

**３番（松元勇治君）**

　街道沿いのトイレ、仮設トイレの話なんですが、トイレも生活するにはどうしても気になって一日何回も行かないといけない場所なんですが、外出した時にどうしてもトイレのあるところを見ながら覚えていくつもりなんですが、なかなかトイレが見つからないというのが多々あります。

その中でこの町におきまして、大浜の海浜公園にも障害者トイレがあるんだねっていうのを最近聞きまして、あ～そうか、障害者トイレっていうのにもああいったデザインででも大きく入れて、要所要所に案内板でも建てたらどうかなというのをまた提案したいところです。その中で街道沿いのトイレという中では、薩英戦争砲台のところに出来ると言いながら、まだ、まだ出来ないのっていう、何も触ってないから年内の行事なのにいつに始まるのかなという、ちょっと感じるところがあるんですが、街道沿いと言いますと、前大内田議員の方で話されてました時に、私もなるほどと思った話でもう一回さしていただきますが、大中尾地区の通りがどうしても佐多に向かっての、距離的に鹿屋から走っても１時間近く走ってるのにトイレがないていうのに関しまして、田代を通って来るかどうか分かんないですが、トイレの設置の位置になるのかなっていうのを感じます。

それと、農業者また女性が第一次産業に関わる全てなんですが、女性の方々がどうしてもトイレが必要なのに農地の方とまた兼用できたトイレというなんかも考えなければいけないかなと思います。

街道沿いのトイレにつきまして、その中央線、大中尾線に関しましては、それ以降の検討というのはなされたのでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

　担当課長に説明させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　先に、故大内田議員が質問された事項につきまして、その段階では大中尾の小学校跡は活用できますという方向が示されておったかと思います。

その後現在、先ほど町長も申し上げましたけれども、観光客の増加、こういういろんな要素は変わってきていると思います。そういった事で、今後、民間の事業者であったり、そういった方々との共同で出来ないか。いろんな形で、この事については整備ができる方向に前向きに、今検討はしているところでございます。

**３番（松元勇治君）**

　それに関しましては、大中尾から右側に行けば風車もきれいなところで、さたでいランドの方に行けばトイレがあるという事で、トイレがさたでいランドみたいなのを書いてもいいだろうけど、折山、松山の方に行くにしたがっては、なごと言いますか、どんどんトイレとは離れていくような気がしまして、ちょっと位置的には必要かなと思いますので、また再度検討していただきたいと思います。

それとイベントに関しましては、もう町長答えを言われました。焼肉感謝祭に関しましては、若い人達、そういった人達で、時間も短いから必要ないにしても、運動会に関しましては真ん中でイベントがある中に、交番の下の所、水路が、高齢者の人はもう行けなくて、おじちゃん達がしっこをしてしまうという、臭いんだよねっていうのを何年か聞いてます。その中でですね、位置もグランド自体も低いですので、水も流れないし、ちょっと臭い、臭いというか、異臭が漂うという事があるそうです。終わった後にですね。という事で、そういったのがある以上は、トイレが必要だったら男子用トイレみたいなのの仮設トイレというのを、ドラゴンボートレースではそういったのを十分踏まえた中でしてるんですが、あれだけの人が集まる中では運動会ぐらいには必要かなと思います。

続きまして、観光に関する中で必要なのをもう一つ付け加えさしていただきますと、観光ポスターの中で、雄川の滝、佐多岬の真ん中に諏訪神社が出てくるんですが、諏訪神社には、ネッピー館、なんたん市場の方からレンタル自転車の方で行かれる方もいらっしゃるという事で、どうしてもその場所に行く間に寄る所もあって、トイレもあるのかもしれませんが、今朝行く中でも車を鳥居の中に２台止めてある中で、やっぱり県外ナンバーの湘南の車がいました。そういったのを見る中で、境内にもトイレが壊れて使えるか使えないかっていうのがあるぐらいで、ああいったイベントと言いますか、観光地として売ってる以上、３本柱になる人気度も高い諏訪神社をですね、前回も全体として整備する計画はないかというのを一般質問で話さしていただいたんですが、トータル、駐車場、またトイレ、諏訪神社は雨が降っても行ける所ですので、風が吹いても波がしても、諏訪神社には３つのうち１つは行かれますので、その方の整備の中、またトイレの検討というのは、今後、前後ろ遅れることなく３０年の中で段階的なんですが、その方に諏訪神社の整備っていうのの中に入らないですか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　先の一般質問の中でも答弁をしましたが、観光施設としての位置づけとしては、整備が必要な場所ではございますが、諏訪神社としてですね、神社に設置するという事は到底考えてはおりません。

周り史跡がありましたり、或いは雄川の滝への一つの中継点であるというような観点からの整備の方向というのに今入っている状況でございます。

**３番（松元勇治君）**

　その中にトイレは入っているんですか。諏訪の板碑もあります、街道沿いの道もカラー舗装にしたらとかという提案もしてみました。灯籠も器具で入れたりとかですね。その中にトイレ整備まで考えているかという事ですね。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　先の中で計画を今検討しておりますのは、駐車場、トイレと合わせて事業、補助事業等ないか検討をしているところです。

**３番（松元勇治君）**

　まち並み景観におきましても、町長が昨年の話の中で歴史まち並景観整備計画を進めるという中では、ちょっと漠然としてて、あ～、書いてしまったかみたいなのが、ちょっとニュアンスとしては受けて、それが諏訪神社ではなかったのかなっていうのを思った次第でしたので、是非いろんな事業を入れてですね、諏訪神社に関しましては３本柱の売りになる、十分、人はいろんなネットを見ながらも立ち寄るどころですね。写真うつりはいいんですよね。鳥居２本入れての、その中の手前の道もちょっとガタってしている所。

民間の方の耕作されてた人も、もう後継者がいないから町が駐車場に借りてもいいんだったら駐車場に提供しますという方がいらっしゃいました。そこがどこかは分かんないですが。そういった方もいらっしゃいますので、周辺住民とまた土地の提供、外、駐車場になるようなところを入れて、諏訪神社をもうひとつ売り込む形になれば、トイレで始まった話なんですが、それを含めて整備に入れてもらいたいと思います。

以上です。

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

|  |
| --- |
| １４：０７  　　～  １４：２０ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第１項「町内の空き家、住宅の情報案内は適切に行われているか。また、現状はどのようなものか伺う。」とのご質問ですが、町内に所在します空き家の有効活用や、定住促進による地域の活性化を図るため、平成２２年１１月から、町ホームページへの空き家バンク登録掲載の取り組みを進めています。

現在、制度内容の広報誌への掲載やパンフレット・チラシの配布など空き家バンク事業の啓発に努め、登録希望物件の個別情報や現況写真、地図などの詳細を町のホームページに掲載し、空き家情報の公開を進めており、賃貸・購入希望者につきましては、電話・窓口での相談業務や現地案内を行いながら仲介支援を行っているところでございます。

今年８月末までに、町内で空き家７２件が登録され、売買成立物件が７件、賃貸成立物件が４４件、登録後取消・辞退が６件、登録継続物件が１５件となっており、登録物件の約７１％が有効に活用される結果となっています。

今後も、空き家情報の公開に努め、貴重な財産の有効活用と定住促進に向けた取り組みを積極的に進めて参ります。

**３番（松元勇治君）**

　住宅情報案内というので、町のホームページで分かるという事ですけど、この町外から来る移住者に関しまして、この町に不動産業というのが大きくない中で、この町に住む人達は急を要するというか、急いで来る中では、それに該当しなかったら、また他にはという事になりますと、民間の賃貸住宅を持ってらっしゃる方々もいらっしゃるわけなんですが、その方への手配ないし、その方の空き家情報というのは、町自体は把握してますか。また、そういった民間への話を持っていき方というのはされるんですか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　民間の営業として住宅等の取り扱いをされておられる方々につきましては、現段階で詳細を把握はいたしておりません。この事につきましては、今後必要な事項でもあろうかという事で、法の許す範囲において情報を収集するなり取り扱いを、今後検討していきたいと考えております。

**３番（松元勇治君）**

　これに関しましては、前ほど課長にも１回聞いた中での結果として感じたんですが、事を要する人達というの、ここに入ってきて、例が最近２つぐらいある中で、知ってる方、また知らない方の中では、ネッピー館の調理のコック長といいますか、調理長が入って来られて、子供さんは小学生が２人いらっしゃったという事で、その方が館長が一生懸命動かれたんだけど、なかなか該当するのがなくて、建設課、企画課の中では動きがあったらしい、情報交換をした中でも急ぐ方は急いでしまって、結局は隣町錦江町に住宅を移ってしまったというのがあります。また商工会の方もそういった職員がですね、錦江町に移ってしまったという例があって、固定資産税にしても、いろんな町民、県民税にしても何にしても税金が発生する、働く一番バリバリな若手の働き手が地元で働いててよその町に住むというのは、本当、ましては隣町に行ったというのは本当ショックを受けまして、ネッピー館の館長とショックを受けたんですが、そういった話もあります。

是非、地元公営の住宅でなかったらまた民間の方にも情報を流したりですね、そういった方も利益が発生するわけじゃないですので、是非その方は検討して、検討するというか実際動いて、そういった方を逃さないようにっていうのはしていただきたいなと思います。

以上です。次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第２項の「町営住宅に入りやすい、住宅に関する条例改正はできないか伺う。」とのご質問でございますが、公営住宅等の整備は、公営住宅法・公営住宅法施行令等の規則により定められ、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に賃貸することなどで生活の安定・福祉の増進に寄与する。」ことを目的とし、国土交通省令で定める基準を参酌し、事業主体が条例等で定める整備基準に従い、行うこととされています。本町では、南大隅町公営住宅条例・南大隅町町営住宅条例・南大隅町特定公共賃貸住宅管理条例等により、公営住宅等を整備し管理運営しているところであります。

ご質問の「町営住宅に入りやすくする」条例の改正についてでありますが、公営住宅制度等の関係から、現行条例の改正は難しいものと考えております。公営住宅等への入居条件等から、どうしても入居できない方々につきましては、企画観光課等と連携し空き家バンクの情報提供や現地案内など行いながら、本町への定住につながるよう努めているところでございます。

**３番（松元勇治君）**

　言われるとおりでした。すみません。

国、県からの住宅を造るに当たっての補助金助成の中で、県、国の条例に合わして町もしなきゃいけないという事をおっしゃる中で分かりました。その中で、平成１９年から２７年までに住宅条例は６回ぐらい改正されてるんですね。その中で、それはまた建物建物の条件が変わったという事で条例改正が出来てたもんですから、この家賃の方、また入って来る前にですね、所得の制限に引っ掛かったりという中で入れないというのも聞いた事あったもんですから、条例はどうかっていう事なんですが、最終的にはその方がこの町に住むか住まないかっていう中で質問した内容です。よく条例の中に、特別の事情がある場合にはその限りではないっていうところの文章をよく読まれてですね、そこに当てはめてもらいたいなというので、条例を変えなくてもその限りでないという言葉に合わせて、建設課、企画課、また町長、執行部が考えてもらって、とにかく言ってきた人達はただひいきなく、遠い所からだったら隣り町やろうとここの町やろうと、ここ辺たいに仕事があるんだったら、とにかく住みたいという中では、差がないんだったら、何か選びようの中に限りはない、入って下さいという事で、条例を上手く解釈しながら入れていただきたいなという思いで質問したところでした。是非、その分は了承して下さい。

次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第３項の「９月から行われる空き家調査は、どのように行われるか伺う。」とのご質問でございますが、国におきましては、全国的に空家が増える中、適切な管理が行われていない空家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るなどの対応が必要とのことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成２６年１１月２７日に公布し、関連する規定等も施行したところであります。本町としましても、過疎高齢化が進む中、空家等がもたらす問題の解決に向け、空家等対策計画を作成し、これに基づく空家等に関する対策や必要な措置を講ずるなどし、あわせて空家等の活用促進が図られるよう取り組んで参りたいと考えております。

本年度の主な事業内容でありますが、町内の空家の把握、現地調査、空家所有者等へのアンケート調査などを実施し、空家対策計画作成等を行うこととしております。この事業は、地元住民のご理解が何よりと考えており、住民のご理解ご協力をいただきながら、町内の空家等がもたらす問題の解決に向けて取り組んで参りたいと考えております。

**３番（松元勇治君）**

　空き家の調査が始まるわけなんですが、必ずしも地元に住まれてない方もいらっしゃる中で、アンケートを取るに当たって、また色々と計画があると思われるんですが、その空き家の今後の処置といいますか、どのようにしていくのかっていうのをアンケートを取る中で、例えば定住促進住宅取得資金補助金というのが今年５百２０万組まれてます。その中で、新築が２件、中古物件に１件、残り５件、補修に５件ですかね。入ってる中の詳細はいいとして、例えばちょっと今の言った質問とはちょっと違うんですが、新築を建て、また新築を壊して造ろうとかっていう中で、２件って見込まれてるのが３件になった場合のこの予算というのは変わるんですかね。どのような算定ですかね。算定に。

**町長（森田俊彦君）**

　企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　随時、補正予算をお願いしながら対応していきたいと考えております。

**３番（松元勇治君）**

　了解しました。という事で、増える方にはいいていう事ですね。

その中で、アンケート調査に売却、もしくは取り壊しというのなんかも、町側は売却してもいいとか、取り壊すという中を聞く中で、売却してもいいという中で、すぐお金がいるっていう場合もあるっていう中では、その納税に関しまして滞納を含めて、色んな問題がある中の人もいらっしゃる中では、ある程度の、数年前にありました滞納に関しましては、町が入札をして売るというのまで決断された事もあったんですが、ある程度の地価の値段、ましてや、そう高くない価格設定だったら、町は買い上げるていう事は考えられませんか。必要に応じて。先に。

**町長（森田俊彦君）**

　今現時点では、町が買い上げるという事までは考えておりません。

**３番（松元勇治君）**

　考えてないという中で、他の町はどうか、他の町にないからしないというあれとはまた考えるのをちょっと変えていただきまして、例えば歴史的建造物といいますか、歴史的ある建物が、例えば私の近くに２件程ありましたという中で、そういったのをいろんな角度から考えて、これは町の財産になるという方向から考えた時には、買い上げてあげようという考えはないですか。

**町長（森田俊彦君）**

　非常に特異なケースの事でお話をされてるかと思いますし、ケースバイケースであろうかと思います。そのバックグラウンドにある背景等と、それとまた先程も申されました滞納等が発生しているかどうか、そこら辺との考えなければならないだろうし、最終的にはまた議会にもお諮りしないといけないだろうというふうに思っております。

ただ単純に今のこの現況の中で色々な方々が、じゃあ町に寄付しますだというような格好でですね、資産を町に差し上げられるようなお話等も多々あります。それを全て受けられるかというと、これはやはりＮＯでございまして、よほどの文化財並びに、そのまた先程も申しますように、いろんな背景の中では考えなければならないタイミングがあるんであれば、それは協議したいというふうに思います。

**３番（松元勇治君）**

　今々の問題にならないとは思うんですが、そういった事も考慮して、今後のそういった空き家が増える中で出てきた場合には、一つ課題として、そういった時にはどのような方法が取れば最善策となるかというのも考えていていただきたいと思います。そういった事もあるかもしれません。という事で、いろんな調査を踏まえて他に委託されるという事なんですが、隣近所を合わせてですね、そういった空き家っていうのを商品化する、中を外して水回りも全て今の世代に合う水洗化、またきれいなキッチン、他を入れ変えてていう商品にする中での助成っていいますかね、そういったのも十分出来ていると思うんですが、もうちょっと個々に町報とか放送なんかで言うんじゃなくて、相談に来て下さいって言って、相談をしっかり出来る状況ですね、そういったのを作り上げていただきたいと思いますが、どうでしょう。

**町長（森田俊彦君）**

　先程、買い上げはしないというような答弁をしたわけでございますけれども、一つの町づくりという観点から考えた時に、ある一定の地域とか、ブロックみたいな部分を町がいったん借り上げて、そして町並を再編整理する時に、何とか役立たせるというような考え方は有りかというふうに思います。また、いったん町が借り受けるか、もしくは何らかの整備をするか、町有地になる状況の中で、住宅を促進していく為の分譲的な部分というのは他町村でもある話でございますので、そこら辺は地域地域、それとまたケースバイケースによって考えていくべきところであろうかというふうに思います。

**３番（松元勇治君）**

　いろんな角度からそういった方を考えていただきたいと思います。

空き家になった所が意外と学校に近かったりとか、集落の一番真ん中のそこだけは飛び越えて、草が生えてちょっと景観的に悪いよねっていう中も今後また出てくる中で、そういった問題もまた出てくるのかなと思います。

引き続き、お願いします。終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３問第１項「今後、観光・合宿・ツーリズムなど２０２０年に向けて増える入込客数に対応し、民泊受け入れ家庭を増やす計画は考えられないか伺う。」とのご質問ですが、現在、町の政策計画の中で、民泊受け入れ家庭の増加計画に寄与するものとしまして、民泊や農村体験のコーディネート組織であるツーリズム推進協議会への運営補助として財政面・人材面の支援を行い、同協議会役員会などにおきまして、農林漁業体験民宿の開業に向けた取組の啓発活動を行っているところです。

ご指摘のとおり、２０２０年には「東京オリンピック・パラリンピック」、「かごしま国体」など外国人観光客の増加や、スポーツツーリズム・ユニバーサルツーリズムとしての国内旅行者の県内への誘引が図られると認識しております。

また、スポーツツーリズムだけに限らず、旅行動態の中で個人旅行が大半を占め、ニーズが多様化している状況を勘案すると、既存の宿泊施設だけではなく、個人旅行に対応する民泊という需要にも対応の必要性が出てくると考えます。

　今後は、ツーリズム推進協議会や観光協会などと連携しながら、民間企業や住民の機運醸成などに取り組んでいくほか、国の規制緩和や補助政策等の動向を見極めていきたいと考えております。

**３番（松元勇治君）**

　２０２０年、国体において、町内の宿泊について県からの調査、宿泊数の受け入れ最大人数を調べられたというのを聞きましたけど、それに関しまして、どのような対応をされているのか。また、民泊もそれに入るのかをお伺いします。

**教育長（山﨑洋一君）**

　課長に答弁させたいと思います。

**教育振興課長（田中輝政君）**

　只今のご質問でございますが、ご承知のとおり、２０２０年の鹿児島国体に向けては、現在、県の国体準備課と協議をしながら準備を進めているところでございます。

先般、自転車競技の選手、競技役員の宿泊受け入れ調査が実施されたところでございます。ホテル、旅館、民泊も対象になっているところでございます。宿泊者数につきましては、８４２名でございまして、とても本町で賄える状況ではございません。近隣市町とも協議をしながら、また県の国体準備課、それから企画観光課とも連携を図りながら準備を進めて参りたいと考えております。

以上です。

**３番（松元勇治君）**

　８４２名というところで、民泊は今まだ少ないですよね、２０もないのかな。その中で、だいぶ半分以上流れるんですかね。出来ることならここを埋めたいというところが今からの民泊じゃないかなと思うところで、今民泊の方があまり受け入れが増えない理由とか、そういったのが企画観光課で分かってたら、問題点などを説明して下さい。

**町長（森田俊彦君）**

　企画観光課長が答弁いたします。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

　現在の南大隅町のツーリズム協議会の中での民泊を、これは簡易なものでございますけれども、教育旅行等を受け入れる家庭でございますが、これが１９戸ございます。この方々に、先ほど町長の答弁でもございましたが、通常の民泊の施設への許認可の方向性について、何回か協議は今いたしているところでございますが、現段階では、一般の方々の観光、それから今言われました、こういう形でのですね、受け入れっていうのにはなかなか全体として受け入れようという雰囲気がないところが現状でございます。何とか出来ないかという事をば相談は会議の中でしておりますけれども、今後は出来る限り体験型のいろんなツアーであったり、こういった事も町としても観光協会としても含めまして考えている状況でございますので、今から先もっとこういう機運が醸成さえるように取り組みはしていきたいと思います。

**３番（松元勇治君）**

　先ほど水谷議員、町長からも観光による地域の醸成っていうのが、言葉が出てきたんですが、全体の流れの中でそういった機運を高める、ましてや地域を興してる、地域の特徴を対外的に発信するっていう中の観光というのは手段であって、流れの中では地域コミュニティーの中で、そういったのを対外的に発信して、また入込客といいますか、交流人口が増える中でのその人との交流の中で、生活が豊かになるというイメージでですね、観光というのは使える手段があると思います。その中で民泊というのは、今年震災があって九州、この地域に補助金があるツアーがあったりするんですが、その中で教育旅行に関しましては、ほとんど来てないんですよね。当てにされた人も実際は来れなくて、教育旅行が長崎に流れたっていうか、長崎の方に行って、平和教育も魚の餌やり体験も長崎で出来るから、関西の人達は向こうに行ったんだってっていう話の中では、こっちになかなか来ない状況でした。それを経済の面で当てにした人はまずいないと思います。

ただ、民泊を増やすという事がどのようなものかと言いますと、先ほど言いました、地域の活性化には繋がる話ですので、そっちの観点から考えた場合に民泊を増やしていただきたいと。言い訳をしたら来なかった理由というのは、何でもいろんな理由は言い訳はあるんですが、民泊のもう一つの問題としては、先ほど課長が話されました教育旅行に関しては、ちょっと寛大なところがあって、簡易宿泊の資格は取らなくてもいいんですね。ただツーリズム、経済課が関係しますツーリズム、ブルーツーリズムっていう関係に関しましては、一般の方が来る中では、食事を出すにしても宿泊の関係にしても、実際私は簡易宿泊の資格を取ろうと思って取ってみました。お金も掛からないし、仕方をしっかりと教えたら簡単に出来る事でした。最初に消防署に行って、地図を面積を書いて何個火災報知機がいるのかっていうのと、消火栓は何本いるのかっていうのが言われます。それを今度は保健所に持っていって、検査に来る日を待って検査を通ればそれで通って、食品を作って売らない限りは、食べさす程度だったらもう二度と保健所は来ないと言われました。更新もいらないという事で、ちゃんとした認可した簡易宿泊所というのを貰ったんですが、その方をもうちょっと音頭を取ってですね、こういったら民泊は受け入れられますよっていうのを、それまでに取っていくような方向をしていただきたいと思います。

もう続けて話をさしてもらいますが、あと、ただ民泊にまた短所っていうのが、一般の人達を自分の家に入れた時にどうしても２人組、夫婦だったら夫婦、兄弟でもいいんですが、受け入れるのを食事も出さなきゃいけない、風呂にも入るようにしなきゃいけない、宿泊の布団も出さなきゃいけないとなった時に、自分の家だけだったらどうしてもプライバシーに入ってもらいたくない部分もあるわけですね。台所がちょっと、ここは自分から見ればそうでもないんだけど、人かい見れば散れちょいごっ見ゆっどだいねっとか、風呂はもう隅々まで掃除するには、どこまで掃除せんないかんかとか、あまりプライバシーに入らせないんだったら、私なんかが試しで行った所はじいちゃん、ばあちゃんが居た空き家があるから、そこをそれ専用にして、布団ももう自分達の布団に寝かすんじゃなくて、その人達の布団を置いとく。風呂もここのシャワーを使って下さい、私たちの風呂とは別ですよ。ただ、食事の時にそっちに持っていくか、私共の食べる所のテーブルに来るかっていう事をしましょうねって、約束事で気軽に民泊を始めてるっていうのを研修してます。今年も湧水の方に行ったんですが、こらなら民泊を受ける人も多くなるだろうなっていう中で、今もう一つ、ちょっと喋り過ぎますけど、先程の質問にかえります、空き家対策に関しましてですね、提案があります。一つ自分の家の近くに空き家があって、買い上げてくれないかっていうのは町に極端なこと言ったんですが、買い上げてもらって私がシルバーに３千円払って窓開けをシルバーに頼む家もあります。掃除をしてくれ、いつでも帰って来たとき電源は繋いであるから盆、正月はここで過ごすったっていう家もあります。

その家も生活色なくなっていますので、誰でも入れば貸家になる状態なんですが、そういった商品化された家っていうのを、もう、一つの施策として試しでしてみれば隣りの家は私が預かっているんだけど、それを民泊申請をして、してもいいですかとかですね、調査の内容に入れていただきたいと。そういった事ができますっていうのを言った上でですね、そういった施策というのを何か提案として、メニューとして住民に言って、民泊を増やす為の手段としていただきたいと思いますが、どうでしょうか。町長、課長に言ってもらっていいですか。

**町長（森田俊彦君）**

　非常に良いご提案をいただいたなというふうに思っております。

昨年ですね、私も個人的によそには旅行に行っておりませんけれども、近隣のですね、鹿児島市の方々やら、ちょっといろんな方々にちょっとこちらの町を紹介するという意味で空き家をお借りしまして、そこをレンタルする格好で民泊するというか、近隣の方々のサポートもありまして、食事等も出来た状況でございます。

非常にこの紹介するに当たっては、下手にホテルに泊まるよりは民泊して、そして、その空き家の中で団らんをするという、非常にコミュニケーションも良く取れる。そしてまた、そこの地域の事も良く分かるというような状況で、非常に喜ばれた経緯がございますので、今ご提案のあったスタイルが今このようなスタイルではなかろうかなというふうに思いますので、今後我々もこれ進めていきたいなというような事を考えておりますので、今回ご提案いただいた部分では、また、またもう一つ踏み込んだお話がもしあるとすれば、また我々の方にもご教授いただければなというふうに思っております。

取り組みたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

**３番（松元勇治君）**

　今から３年後にハードものができる観光、また定住を促進する一次産業、農業に定着してもらえる帰農の方々、そういった方々にですね、モニターで来るっていう事業も今回されてたみたいなんですが、実際そういった空き家に出来る、もう一回言いますけど、商品化された、もう直ぐに入れるようなものを幾つかは確保しててっていう中で、観光に来られる方はそれを若者に商売っていうか、経済を動かしてもらうのに商売をしてもらわんないかん、物売りも他所から来てよその人のお金を落とす為の段取りも、若者がよそからしてくれるみたいな事がないと、マンパワーといいますか、人材が少ない中での発想というのはなかなか、ましてや年を取っていく中では難しい中で、そういった人達に、例えば、大泊でそういった場所のお土産を売ったりないするところに入り込む時も、まず住んで計画を立てて現地調査をしてっていう中での貸出の家とかですね、そういったなんかも本当に動かないと、逆算して、いつも言います、逆算したら今ですよっていう、今でしょっていう話の中ではもう即効性のある動きをしていただきたいと思います。

以上です。これにはもう何もなかったら終わります。ないですか。

（「何もないそうです。」　との声あり。）

終わります。以上でした。

**議長（大村明雄君）**

次に、大久保孝司君の発言を許します。

**〔　　議員　　大久保　孝司　君　　登壇　　〕**

**８番（大久保孝司君）**

　スポーツの祭典リオオリンピックで、日本選手の活躍は私共に勇気と感動を与えてくれました。今日からパラリンピックが始まります。オリンピック同様、日本選手の活躍を祈るばかりです。又、日本では国体前年に開催される都道府県対抗大会が、愛媛県で開幕し、自転車競技の女子ポイントレースで南大隅高校の松井選手が３位、成海選手が７位に入賞を果たしました。彼女たちの活躍にエールを送りながら、通告しておりました農政について質問を致します。

本町の基幹産業であります農業は高齢化による担い手不足など、環境の厳しい状況に対応するため持続可能な農業振興や強い農業経営体の育成を目的に平成２６年度、２７年度にかけて、株式会社鹿児島経済研究所を農業委託契約を締結して本年３月に農業振興ビジョンを策定されました。

農業就業人口も合併時の平成１７年は、１，２１１人であったものが、２７年においては７３５人と減少し、高齢化が進み６５歳以上が４５１人となり、高齢化率も６１．４％となっております。

本事業の委託業者は、農業経営について専門を有する業者に重点をおかれ、農業経営アドバイザーの上級職を持っている業者を選択され、以上のことから質問を致します。

　２ヶ年をかけて策定された農業振興ビジョンにより２８年度から１０年間の農業振興はどのように計画されていかれるのか伺います。

次に、獣害対策について質問をします。本年度も、鳥獣害対策として鳥獣害防止施設整備事業を始め、鳥獣害防止総合支援事業、有害鳥獣捕獲対策事業など被害軽減を図られております。又、８月補正により猿捕獲用大型箱わなを猿害対策として予算化されました。イノシシにおいては電気柵やワイヤーメッシュ柵が進められておりますが、近年は住宅地の近辺による農作物被害が起きております。

去る１月１４日に教育産業常任委員会で、鳥獣対策の所管事務調査を行った福岡県糸島市では、平成２３年度２６基、２４年度においては２０基の箱わなを導入され貸し出しを行い、捕獲数の拡大を図られた結果、２４年度は１，４７２頭を捕獲されたという説明を受けました。

又、農政連と技連会による熊本県高盛町では、箱わなによる成果があったと記憶しております。

本町も電気柵やワイヤーメッシュ柵などだけでなく猪の捕獲を強化するためには、箱ワナ対応が必要と思います。

そこで、質問します。獣害対策として、いのしし捕獲用箱わなの導入を拡大し、貸し出しを行う考えはないか伺います。

次に、基金創設について質問します。私は２５年度３月議会において、産業振興基金の創設を提案いたしました。２７年度一般会計基金額は９０億となり、今年度財政調整基金と４億４千８百万余りとその他の基金１億５千６百万円で基金繰入として６億４百万円が取り崩されていると思います。その中でも、私が一番注目しているのが、地域振興基金であります。平成２３年度末の基金額が、４千万円あまりあった金額が、２４年度４億９千万円となり、２７年度末では１６億８千万の基金となっております。

本年度当初において、自治会チャレンジ創生事業に１千万円の繰り入れを行われていますが、あまりにも大きい基金額であると思います。そのほかの基金額にしましても、多くの基金を保有され特定目的基金として産業振興のための基金も必要であると思います。

以上のようなことを踏まえ産業振興を目的とした産業振興基金を創設する考えはないか伺います。

次に、長期賃貸住宅について質問します。農業振興ビジョン策定で示されたように、農業就業人口は減少をたどる一方であります。農業を含め、一次産業の経営は機械購入など多額な経費を必要とされます。本町に残り、一次産業に携わる町民は我が町を支える宝物と考えます。農業一つとっても合併当初１，２００人の就業人口は、２７年では７３５人という結果が出ております。このような状況を解決するための手立てとして、一次産業従事者の生活基盤の安定を図るため自由設計が出来る、２５年後無償譲渡する町営住宅長期賃貸住宅を計画する考えはないか伺いまして、１回目の質問を終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

大久保議員の第１問第１項「２ヶ年をかけて策定された農業振興ビジョンにより２８年度から１０年間の農業振興はどのように計画されているか伺う。」とのご質問でございますが、農業振興ビジョンにつきましては、２ヶ年の策定期間でありましたが、一刻も早い策定と前倒しによる実証をという議員のご意見に沿い、平成２７年度から第１次産業成長化補助金の制度化と３つの先行プロジェクトを実施したところでございます。

１０ヶ年の農業振興の計画は、３つの基本方針「本土最南端の物流と商流の一元化」、「南大隅町にしかできない農畜産物振興」、「みんなが輝く人財の活用・育成」と基本方針達成のための、１６の基本施策を定めております。１６の基本施策は、内容ごとに実施時期を短期、中期、長期に区分しており、平成２８年度は短期に区分している、集出荷の一元化、地元食材を生かしたメニュー開発、鳥獣害対策、就農支援体制整備等を実施しておりますが、事業進行にあわせて、内容等の見直しを随時行い本町の農業振興を図る計画でございます。

**８番（大久保孝司君）**

　町長、今の試験区ですよ。いわば、箱わなを使って各水田とか或いは、畑とかそういったことで、試験をしたことがあられますか。

**町長（森田俊彦君）**

　経済課長に答弁させます。

**経済課長（尾辻正美君）**

　農作物被害の調査ということで、田畑に経済課の方で箱わなを設置して調査したという経緯はございません。

（「ない」という声あり）

ないです。

**８番（大久保孝司君）**

　経済課長として、前、高森町ですか。熊本の。

　（「高森町ですか」との声あり）

　高森町に行かれましたよね。その後うちの町で、こういった、まいえば、箱わなが必要だよねっていうことの試験はされなかったんですか。

必要性はどう考えておられるんですか。

**経済課長（尾辻正美君）**

　試験的な設置はしておりません。

**８番（大久保孝司君）**

　これ以上ですね、試験もしていなければ何も出てこないわけですがね。箱わながどうして効くかとかいうことは分からないから、これ以上質問をしても何にもなりませんので、次、お願いします。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １５：０６　　～  １５：０７ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**８番（大久保孝司君）**

　僕、今日は頭がふらついてですよ。全然もう全く出来ない状況です。

　農業振興ビジョンでですよ、２ヶ年にかけてやられたんですが、私この冊子をば見てですよ、頭が悪いんだと思いますよ。さっぱり分からんとですよ。これ策定された振興という意味がなかなか見えなくて、まっいわば自分たちの町を作物を一つ一つ洗い出して、やられるだろうなということも期待しておりましたけれども、それもないもんだから、ちょっと腑に落ちないんですが、経済課長はこれ、どう思われますか。立派な冊子だと思われますか。

**町長（森田俊彦君）**

　経済課長に答弁させます。

**経済課長（尾辻正美君）**

　議員当初から、シンクタンクへの委託ではなくて、経済課で作られたらどうかというご意見も伺っております。ただあの、実際、鹿児島経済研究所ですか、そこが委託先になりましたが、これを作ったのは作業部会、農業者が集まってですね、１１回にわたる作業部会を開いて意見を出し合って作っております。内容といたしましては、３つの基本方針を挙げまして、どういう売り方をしたらいいか、どういう作物がいいか、どういうＰＲをしたほうがいいかということを、農業者が話し合って考えております。既にもう動いておりますし、それなりの成果が既に出ていると考えております。

**８番（大久保孝司君）**

よく分かりました。じゃあこのことに関しては、また暫くは私も、見ていきたいと思っていますので、経済課長もぜひこの振興ビジョンについては一ついい方向に動いていただければ。

次、お願いします。

**町長（森田俊彦君）**

次に、第一問第２項「獣害対策として猪捕獲用箱ワナの導入を拡大し、貸し出しを行う考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、第二種特定鳥獣に分類される「イノシシ」、「ニホンジカ」の個体数の著しい増加により、全国的に農作物被害が深刻化しており、本町におきしても、イノシシの農作物被害はもとより、住家周辺へも出没し、生活環境にも影響を及ぼしている状況でございます。

糸島市、高森町の現況を調査されてのご質問かと存じますが、確かに両市町の捕獲実績をみますと、箱ワナによる捕獲が効果的だと考えますので、安全性に留意しながら自治会等からの要望により、貸し出しの方法を検討して参りたいと考えております。

**８番（大久保孝司君）**

　今、町長の答弁でですよ、貸し出しの方向と言われましたけれども、２８年度から始める考えですか。考えるのであれば２８年度何基いれられるのか。２９年度に何基入れられるのか。それは把握されていませんか。

**町長（森田俊彦君）**

経済課長に答弁させます。

**経済課長（尾辻正美君）**

まだあの貸し出しを要望する自治会の把握も行っておりません。又、その希望する自治会内に狩猟免許を持った方がいらっしゃればいいんですが、いない場合は猟友会の協力とか、あと実施隊の協力を貰わなければなりません。又、かかった場合の止め刺し、そこらあたりも協議する必要がございますので、今まだ予算も組んでございませんので今後のことになろうかと考えております。

**８番（大久保孝司君）**

是非ですね、早い段階でこのことは進めていただきたいと思います。もう本当に、私どもの家のところまでイノシシが来ているという状態です。だから本当に住宅近辺に、相当来ているというのは確かでございますので、是非これも続けて頂きたいと思っております。

　では、次お願いします。

**町長（森田俊彦君）**

次に、第１問第３項「産業振興を目的とした産業振興基金を創設する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、現在、町では産業振興に係る町単独事業を各種実施しており、その財源としては一般財源で対応し、不足する場合は、財政調整基金等からの繰入金で対応している状況であります。

　産業振興基金の創設は、将来に向けて町が産業振興のための資金を確保し、事業者のチャレンジを後押しするという意味で非常に有効であると認識しており、創設に向けて取り組んでいきたいと考えております。

創設するにあたっては、積立金の財源確保や繰入基準等を検討し、幅広く活用可能な制度設計が必要でありますので、条例等の整備も併せて進めていきたいと考えております。

**８番（大久保孝司君）**

　ぜひ、急いだ形で箱わなの導入を入れていただきたいと思っております。現在は、箱わなをば・・・

　（「基金・・・」との声あり）

　基金をどうのように取り扱っているかっつうのが一番の問題ですよね。

僕は、その今の地域振興基金が、１６億８千万もあると、こういう状況の中でですよ、まっ、横に滑らして流用するつうことはできないことだということですね。ですからぜひ、基金導入を財務の方ですごく諮っていただいて、できたらですね、この基金を入れ込んでいただければと思うんですけど、町長どうですか。

**町長（森田俊彦君）**

　答弁でも申し上げました通り、一次産業に限らず産業振興基金として、前からよく大久保議員とはこの議論になりますけれども、この振興基金は非常に我が町の産業を興すための基金として必要であろうというふうに思っております。

先程、財務の話の件でございましたけれども、今後の交付税措置の状況の中で意図して上げたり下げたりしている基金等があります。そういう状況の中ではよく考えながら、そしてまたこの産業振興基金がどの程度の割合を持ってた方がいいのか、そこら辺を検討しながらですね、割り振っていきたいというふうに思いますので、また何かご参考になるような意見等がございましたら、また忌憚なくお伺いしたいというふうに思っております。

**８番（大久保孝司君）**

　また下手に言うと町長が考えを変えてはなりませんので、このままの状況でぜひ基金を創設していただきたいと思います。

　やはりですよ、農業もそうですし、２次産業の商業もそうです。もう畜産もそうですし、それから、建築の方々もそうですし、みんな今、金が要るんですよね。ですからそのことを踏まえてですよ、町民にこのお金を出しますから、ぜひこっちの方の基金を使っていい仕事をして下さいというようなですね、ことを進めていただければと思います。ぜひお願いいたします。

終わりけ。もう一つ。

**町長（森田俊彦君）**

次に、第１問第４項「農業者を含め１次産業従事者の生活基盤の安定を図るため、自由設計ができ２５年後、無償譲渡する長期賃貸住宅を計画する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、現在本町の新築住宅に係る支援制度としては、「定住促進住宅取得資金補助事業」を実施しており、新築家屋の取得費用は、年間５件程度の制度利用がある状況であります。

　議員のおっしゃる長期賃貸住宅は、若い第１次産業従事者の方々にとって、非常に魅力的な制度であり、我が町の定住促進施策上も高い効果が見込まれるものであると認識しておりますが、将来的に町有財産の処分を確約する施策となることから、よりしっかりとした制度設計が必要であり、調査研究を進めているところであります。

**８番（大久保孝司君）**

　私もこのことの一般質問は相当勇気もいりました。でも、うちの町の産業をもっと盛り上げるためには、やっぱり今は、色々な人たちがお金が機械でいって、そしてその産業を興していくというのが、常なんですね。私どものころは、手作業が多くてですよ、嫁も田植えも手でしておりましたけど、今そういう人はいないっていうぐらい、機械を使ってやっておられます。ですからぜひですね、このことを利用して、一人でも多くの農業者が使って頂き、そして我が町に住むようにして頂ければと思いますので、ぜひ進めて頂きたいと思います。私もこのことはですよ、なかなか難しいところもあります。2千万にするか1千５百万にするか。1千5百万にしたときがですよ、結局は固定資産税が要らない、そして結局利息は払わなくてもいいということで、相当これを使われる方は、いい方向に進められると思うんです。ですからぜひこういった方々を支援するために、もっと私のこういった半端な考えじゃなくて、しっかりとした構図を作って下されば有り難いんですが、どうですか。

**町長（森田俊彦君）**

　この住宅取得に関してのこの無償か譲渡かまた賃貸かという部分のお話は、先にも川原議員の方からもお話が出たような状況でございます。

非常にこの一次産業の方々の平均するところの、まあなんて言うんですか、担保の問題だとか保証人の問題だとか、もしくは長期的にローンを組む問題だとか、こういう部分では非常にハードルになる部分があるなということを痛感しておる次第でございます。

得てして、そういう状況の中で、今の今後の状況の中では、担い手不足、それと先程ちょっと言われるように、嫁不足のところの話にも通用する話なのかなというふうにも思っております。そういう部分を鑑みまして先程ちょうど今検討中ではございますけれども、保障の問題だとか長期化にする問題、それから土地の問題、いろいろな方々にも聞き取りをしておりますけれども、非常に今の畜産の方々も景気がいいらしくてですね、家を作りたい、そういう状況の中ではいい制度がないのかというような申し入れもございます。そういう部分と一緒に相まって一次産業の情勢を図るような制度の仕組みが必要かなというふうに思っておりますので、最終的に、みんながみんなが満足できる状況にあるとは言えないかもしれませんけれども、ある程度の確約が出来るような状況の制度設計はしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**８番（大久保孝司君）**

　以上で私の一般質問を終わります。

**議長（大村明雄君）**

これで一般質問を終わります。

休憩します。

|  |
| --- |
| １５：２２  　　～  １５：４３ |

（　全員協議会　）

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**▼　日程第５　諮問第１号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件**

**議長（大村明雄君）**

日程第５　諮問第１号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　諮問第１号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件についてであります。

　本案は、平成２８年１２月３１日をもって任期満了となる「松永　裕子」氏を再任するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を聞いて候補者として推薦するものであります。

　よろしくご審議ご決定くださるようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという、意見としたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者であるという意見とすることに決定しました。

**▼　日程第６　議案第１３号　南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を**

**改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

日程第６　議案第１３号　南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします**。**

本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第１３号は、南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例制定の件についてであります。

　本案は、児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成２８年法律第３７号）の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第２５６号）が公布されたことにより、児童扶養手当法施行令を引用している「南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例」について所要の改正を行うものであります。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

これから、議案第１３号　南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号　南大隅町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼日程第７**　**議案第１４号　南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める**

**件**

**議長（大村明雄君）**

日程第７　議案第１４号　南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第１４号は、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件であります。

　本案は、辺塚辺地総合整備計画に、防衛施設周辺整備事業による町道中野熊之細線改良舗装事業１，３８６ｍ　１億６千４百６７万円を策定するものであります。

　なお、本案については、県関係機関と協議済であることを申し添えます。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第１４号　南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号　南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼**日程第８　議案第１５号　南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件**

**議長（大村明雄君）**

日程第８　議案第１５号　南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第１５号は、南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件であります。

　本案は、辺地総合整備計画を変更するもので、主なものとしまして郡辺地については、上村古里線改良舗装事業２００ｍの設計委託・工事費を２千４百２０万円、郡分団の消防ポンプ車更新２千２百６８万円を追加、大中尾辺地については、野尻野高田線改良舗装事業２５０ｍの設計委託・工事費２千４百２０万円を追加、大泊辺地については、佐多岬公園線改良舗装事業２，５０５ｍの設計委託２千万円、第２岩崎隧道補修事業１６５ｍ　１億６千万円、間泊漁港漁船保管施設整備事業８百４９万円を追加するものであります。

　なお、本案については、県関係機関と協議済であることを申し添えます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第１５号　南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を採決します**。**

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号　南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**▼日程第９　議案第１６号　南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求め**

**る件**

**議長（大村明雄君）**

日程第９　議案第１６号　南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第１６号は、南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件であります。

　本案は、過疎地域自立促進計画に、平成２８年３月に策定された公共施設等総合管理計画との整合性、人口の見通しに関する表・図を追加し、簡易水道の上水道事業としての経営統合を、平成２９年度から平成３１年度に変更し、その他、事業内容の名称変更は、過疎対策事業起債計画書により、変更したものであります。

　また、事業実施予定の「産業の振興」区分に「電源立地地域対策交付金事業」、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分に「保育所整備事業」、「教育の振興」区分に、「小学校校舎整備事業」、「小学校校内整備事業」、「中学校校舎整備事業」、「中学校校内整備事業」、「小中学校屋内運動場整備事業」、「小中学校屋外運動場整備事業」をそれぞれ追加するものであります。

　なお、本案については、県関係機関と協議済であることを申し添えます。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第１６号　南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号　南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

**▼日程第１０**　**議案第１７号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第８号）**

▼**日程第１１**　**議案第１８号　平成２８年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予**

**算（第２号）**

**▼日程第１２　議案第１９号　平成２８年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第１**

**号）**

▼**日程第１３**　**議案第２０号　平成２８度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会**

**計補正予算（第１号）**

**議長（大村明雄君）**

日程第１０　議案第１７号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第８号）について

日程第１１　議案第１８号　平成２８年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１２　議案第１９号　平成２８年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第１３　議案第２０号　平成２８度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）について

以上、４件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

議案第１７号から２０号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

　議案第１７号は、平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第８号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２千３百６３万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億８千１百５３万４千円とするものでございます。

　第１表歳入歳出予算補正では、歳出予算に「ふるさと納税推進事業」、「定住促進住宅取得資金補助金」、「労働力需給体制構築事業」、「放課後児童健全育成事業」、「園芸産地再生支援事業」、「第２岩崎隧道補修事業」等の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、前年度繰越金等を計上したものであります。

　また、「第２表　地方債補正」において、限度額の変更を行っております。

　次に、議案第１８号は、平成２８年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１千７百４３万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億３千４百８８万８千円とするものであります。

　今回の主な補正は、歳出予算では、一般被保険者高額療養費、退職者医療交付金返還金等の計上を行い、歳入予算では所要の財源として、繰越金等を計上したものであります。

　次に、議案第１９号は、平成２８年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億４千２百４４万３千円とするものであります。

　今回の補正は、歳出予算に看護師の採用に伴う人件費の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として一般会計繰入金を計上したものであります。

　次に、議案第２０号は、平成２８年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２千３百８０万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６千９百４８万円とするものであります。

　今回の主な補正は、歳出予算に特定入所者介護サービス費及び支払基金等への介護給付金の精算返納金等の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として保険料及び前年度繰越金を計上したものであります。

　詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

**総務課長（相羽康徳君）**

　それでは議案第１７号　一般会計補正予算（第８号）についてご説明いたします。

まず１ページでございます。

　議案第１７号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第８号）

平成２８年度南大隅町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２千３百６３万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億８千１百５３万４千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　（地方債の補正）

　第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

　５ページをお願いします。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １５：５６  　　～  １５：５７ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**総務課長（相羽康徳君）**

　第２表　地方債補正であります。変更でございますが、合併特例事業　補正前限度額２億１千７０万円を７百２０万円減額し２億３百５０万円に、地域情報通信整備事業　補正前限度額１億７千万円を６千４百５０万円減額し１億５百５０万円に、漁港建設事業　補正前限度額２千３百３０万円を４百２０万円減額し１千９百１０万円に、消防施設整備事業　補正前限度額２千２百６０万円を５０万円減額し２千２百１０万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

　８ページをお願いします。

　歳入でございます。

　１４款　国庫支出金　２項　国庫補助金　１目　民生費国庫補助金に、子ども子育て支援事業補助金として４百２１万７千円。高齢者生きがい活動支援促進事業補助金として１百万円。５目　総務費国庫補助金に、地方創生加速化交付金補助金として５百万円。

１５款　県支出金　２項　県補助金　２目　民生費補助金に、子ども子育て支援事業補助金として４百２１万７千円。４目　農林水産業費補助金に、園芸産地再生支援事業補助金として、２百１９万２千円。３節　水産業費補助金に半島特例地域元気おこし事業補助金４百２４万５千円。５目　商工費補助金　２節　観光費補助金に半島特定地域元気おこし事業補助金として１千２百６万３千円。

１９款　繰越金　１項　繰越金　１目　繰越金を、補正予算に係る財源調整として５千３百１万６千円。

２０款　諸収入　４項　雑入　１目　雑入に、県市町村振興協会市町村交付金　１千２百６９万７千円。

２１款　町債　１項　町債　１目　総務債の、町有施設整備事業債を７百２０万円減額、地域情報通信基盤整備推進事業債を６千４百５０万円減額。

　１０ページをお願いします。

２目　農林水産業債の漁港施設整備債を４百２０万円減額計上致しました。

　歳出につきましては、まず各費目において人事異動に伴う職員等の人件費の増減額を計上しております。また、減額分については決定及び実績等に係るもので割愛させていただき、追加分の主なものについてご説明いたします。

　１１ページをお願いします。

　２款　総務費　１項　総務管理費　６目　企画費に、ふるさと納税推進事業に係る印刷製本費１９万５千円。広告料２百２６万８千円。手数料３百６０万円。定住促進住宅取得資金補助金５百２０万円。２０目　地方創生加速化交付金事業費に、労働力需給体制構築事業に係る補助金９百３５万５千円。

１２ページをお願いします。

　２款　総務費　２項　町税費　１目　税務総務費に固定資産家屋現況図整備に伴う委託料１百３２万円。

　３款　民生費　１項　社会福祉費　５目　老人福祉費に、高齢者生きがい活動支援促進事業に係る委託料１百万円。

１３ページをお願いします。

　３款　民生費　２項　児童福祉費　１目　児童福祉総務費に

　（「特筆するべきところを説明していって」との声あり）

１目　児童福祉総務費に、放課後児童健全育成事業に係る委託料７百８５万円。

１４ページをお願いします。

　５款　農林水産業費　１項　農業費　３目　農業振興費に、園芸産地再生支援事業に係る、雪害対策補助金２百１９万２千円。

　７款　１５ページをお願いします。

　７款　土木費　２項　道路橋梁費　１目　道路橋梁総務費に、地方特定道路整備事業に係る負担金１百３２万２千円。第２岩崎隧道補修夜間作業に係る工事請負費２千２百万円

１６ページをお願いします。

９款　教育費　６項　保健体育費　１目　保健体育総務費に、佐多岬マラソンゲストランナーに係る謝金５４万円。普通旅費１５万７千円。食糧費６万円の計上でございます。

以上よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**町民保健課長（馬見塚大助君）**

　次に、議案第１８号の南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

まず、１ページでございます。

　議案第１８号　平成２８年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

　平成２８年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千７百４３万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億３千４百８８万８千円とする。

　２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　以上ご審議方、よろしくお願いいたします。

**支所長（山野良慈君）**

　それでは、議案第１９号　診療所事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

まず１ページでございます。

　議案第１９号　平成２８年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第１号）

　平成２８年度　南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４千２百４４万３千円とする。

　２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

よろしくご審議下さい。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

　それでは、議案第２０号　南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

　平成２８年度　南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第１号）

　平成２８年度　南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正（第１号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２千３百８０万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６千９百４８万円とする。

　２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

以上でございますので、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**▼　散　会**

**議長（大村明雄君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

９月２６日は午前１０時から本会議を開きます。

９月１２日は、議会広報編集等調査特別委員会、並びに庁舎のあり方等調査検討特別委員会

９月１４日は、各常任委員会となっております。

　本日はこれで散会します**。**

**散会　：　平成２８年９月８日　　午後４時０７分**